

第2次札幌市子どもの貧困対策計画

令和5～9年度（2023～2027）

令和6年度（2024年度）実施状況報告 ＜個別事業の実施状況＞



令和7年（2025年）12月
札幌市

「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

| 基本施策 | | No. | 事業・取組名 | 再掲 | 関連施策 | 担当部 | ページ |
|---|-----------------------------|-----|--------------------------------|----|------|----------------|-----|
| 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進 | 成長段階に応じた切れ目のない相談支援 施策1-① | 1 | 妊婦訪問事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 5 |
| | | 2 | 地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業 | | | 教) 学校教育部 | 5 |
| | | 3 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | | | 教) 学校教育部 | 5 |
| | | 4 | スクールカウンセラー活用事業 | | | 教) 学校教育部 | 5 |
| | | 5 | 各区こども家庭センター機能の整備 | | | 子) 児童相談所 | 5 |
| | | 6 | 妊婦支援相談事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 5 |
| | | 7 | 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 5 |
| | | 8 | 産後のメンタルヘルス支援対策事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 6 |
| | | 9 | 乳児家庭全戸訪問事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 6 |
| | | 10 | 区保育・子育て支援センターにおける相談支援 | | | 子) 子育て支援部 | 6 |
| | | 11 | こそだてインフォメーション | | | 子) 子育て支援部 | 6 |
| | | 12 | 利用者支援事業 | | | 子) 子育て支援部 | 6 |
| | | 13 | 子どもの権利救済機関による相談支援（子どもアシストセンター） | | | 子) 子どもの権利救済事務局 | 6 |
| | | 14 | 思春期特定相談事業 | | | 保) 障がい保健福祉部 | 6 |
| | | 15 | 民生委員・児童委員 | | | 保) 総務部 | 6 |
| 基本施策1 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援 | 施策1-② | 1 | 母子保健における児童虐待予防強化事業（妊娠SOS事業） | | | 子) 母子保健担当部 | 7 |
| | | 2 | 子どものくらし支援コーディネート事業 | | | 子) 子ども育成部 | 7 |
| | | 3 | 児童相談体制の強化 | | | 子) 児童相談所 | 7 |
| | | 4 | ヤングケアラー支援推進事業 | | | 子) 子ども育成部 | 7 |
| | | 5 | 生活困窮者自立支援事業 | | | 保) 総務部 | 7 |
| | | 6 | 児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 | | | 子) 児童相談所 | 7 |
| | | 7 | 児童家庭支援センターにおける相談支援 | | | 子) 児童相談所 | 8 |
| | | 8 | 子ども安心ホットライン | | | 子) 児童相談所 | 8 |
| | | 9 | 養育支援員派遣事業 | | | 子) 児童相談所 | 8 |
| | | 10 | 特別支援教育地域相談推進事業 | | | 教) 学校教育部 | 8 |
| | | 11 | 困難を有する若者への相談支援 | | | 子) 子ども育成部 | 8 |
| | | 12 | ひきこもり対策推進事業 | | | 保) 障がい保健福祉部 | 8 |
| | | 13 | 困難を抱える若年女性支援事業 | | | 子) 子ども育成部 | 8 |
| | | 14 | 母子・婦人相談員 | | | 子) 子育て支援部 | 8 |
| | | 15 | 障がい者相談支援事業 | | | 保) 障がい保健福祉部 | 9 |
| | | 16 | 障がい児等療育支援事業 | | | 保) 障がい保健福祉部 | 9 |
| | | 17 | ホームレス自立支援事業 | | | 保) 総務部 | 9 |
| 充実・連携・広報に關係する取組の推進 | 施策1-③ | 1 | 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 10 |
| | | 2 | 幼保小連携・接続の推進 | | | 教) 学校教育部 | 10 |
| | | 3 | 子どものための相談窓口連絡会議 | | | 子) 子どもの権利救済事務局 | 10 |
| | | 4 | 要保護児童対策地域協議会 | | | 子) 児童相談所 | 10 |
| | | 5 | さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 | | | 子) 子ども育成部 | 10 |
| | | 6 | 利用者の立場に立った広報の展開 | | | 子) 子育て支援部 | 10 |
| | | 7 | ひとり親家庭への広報の充実 | | | 子) 子育て支援部 | 10 |

「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

| 基本施策 | | No. | 事業・取組名 | 再掲 | 関連施策 | 担当部 | ページ |
|-----------------------------|--|-----|-----------------------------------|----|------|-------------|-----|
| 基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進 | 施策2-① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援 | 1 | 3歳児健診視覚検査事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 11 |
| | | 2 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | | | 保) 保健所 | 11 |
| | | 3 | 不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 | | | 教) 学校教育部 | 11 |
| | | 4 | 相談支援パートナー事業 | | | 教) 学校教育部 | 11 |
| | | 5 | 札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業 | | | 教) 学校教育部 | 11 |
| | | 6 | 札幌まなびのサポート事業 | | | 保) 総務部 | 11 |
| | | 7 | 乳幼児健康診査 | | | 子) 母子保健担当部 | 12 |
| | | 8 | 乳幼児健康診査における栄養指導 | | | 保) ウエルネス推進部 | 12 |
| | | 9 | 歯科口腔保健推進事業 | | | 保) ウエルネス推進部 | 12 |
| | | 10 | 赤ちゃんの耳のきこえ支援事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 12 |
| | | 11 | 未熟児養育医療給付 | | | 子) 母子保健担当部 | 12 |
| | | 12 | 結核児童療育給付 | | | 子) 母子保健担当部 | 12 |
| | | 13 | 自立支援医療（育成医療） | | | 子) 母子保健担当部 | 12 |
| | | 14 | 障害児通所給付費 | | | 保) 障がい保健福祉部 | 13 |
| | | 15 | 幼児期における家庭教育支援の充実 | | | 教) 学校教育部 | 13 |
| | | 16 | 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 | | | 教) 学校教育部 | 13 |
| | | 17 | 家庭教育事業 | | | 教) 総務部 | 13 |
| | | 18 | 子どもを共感的に理解するための教員研修の充実 | | | 教) 学校教育部 | 13 |
| | | 19 | 子どもの学びの環境づくり事業 | | | 子) 子ども育成部 | 13 |
| | | 20 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 | | | 教) 学校教育部 | 14 |
| | | 21 | ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業 | | | 子) 子育て支援部 | 14 |
| | | 22 | アイヌ民族の児童・生徒の学習支援 | | | 市) 市民生活部 | 14 |
| | 施策2-② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援 | 1 | 札幌市奨学金支給事業 | | | 教) 学校教育部 | 15 |
| | | 2 | 就学援助 | | | 教) 学校教育部 | 15 |
| | | 3 | 特別支援教育就学奨励費 | | | 教) 学校教育部 | 15 |
| | | 4 | 義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成 | | | 教) 学校教育部 | 15 |
| | | 5 | 札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業 | | | 教) 学校教育部 | 15 |
| | | 6 | 高等学校定期制課程教科用図書給与 | | | 教) 学校教育部 | 15 |
| | | 7 | 札幌市特別奨学金支給事業 | | | 子) 子育て支援部 | 15 |
| | | 8 | 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 | | | 子) 児童相談所 | 15 |
| | | 9 | 公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付（授業料・入学金の減免） | | | 政) 政策企画部 | 15 |
| | 施策2-③ 健やかな成長場所づくりの推進と子どもの居場所づくりすすめ体験活動の推進 | 1 | 子どもの職業体験事業 | | | 子) 子ども育成部 | 16 |
| | | 2 | 地域学校協働活動推進事業 | | | 教) 総務部 | 16 |
| | | 3 | 野外教育総合推進事業 | | | 教) 総務部 | 16 |
| | | 4 | 地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 | | | 子) 子ども育成部 | 16 |
| | | 5 | 札幌まなびのサポート事業 | 再掲 | 2-① | 保) 総務部 | 16 |
| | | 6 | ブレーパーク推進事業 | | | 子) 子ども育成部 | 17 |
| | | 7 | 子どもの体験活動の場支援事業 | | | 子) 子ども育成部 | 17 |
| | | 8 | 少年団体活動促進事業 | | | 子) 子ども育成部 | 17 |
| | | 9 | 進路探究学習（キャリア教育）推進事業 | | | 教) 学校教育部 | 17 |
| | | 10 | 子どもの文化芸術体験事業 | | | 市) 文化部 | 17 |
| | | 11 | さっぽろっ子ウインタースポーツ料金助成事業 | | | ス) スポーツ部 | 17 |
| | | 12 | 新型児童会館整備 | | | 子) 子ども育成部 | 18 |
| | | 13 | 札幌市民間児童育成会運営補助 | | | 子) 子ども育成部 | 18 |
| | | 14 | 児童会館、ミニ児童会館 | | | 子) 子ども育成部 | 18 |
| | | 15 | 放課後子ども教室 | | | 子) 子ども育成部 | 18 |
| | | 16 | ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業 | 再掲 | 2-① | 子) 子育て支援部 | 18 |

「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

| 基本施策 | | No. | 事業・取組名 | 再掲 | 関連施策 | 担当部 | ページ |
|----------------|---------------|--------------------------------|--------------------------|-----|------|-----------------|-----|
| 保護者の就労や生活基盤の確保 | 施策3-① | 安心して出産・子育てをするための生活支援 | 1 産後のママの健康サポート事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 19 |
| | | | 2 産後ケア事業 | | | 子) 母子保健担当部 | 19 |
| | | | 3 病児・病後児保育事業 | | | 子) 子育て支援部 | 19 |
| | | | 4 保育人材の確保 | | | 子) 子育て支援部 | 19 |
| | | | 5 妊婦一般健康診査 | | | 子) 母子保健担当部 | 19 |
| | | | 6 助産施設 | | | 子) 子育て支援部 | 19 |
| | | | 7 子育てサロン | | | 子) 子育て支援部 | 19 |
| | | | 8 私立保育所等整備補助事業 | | | 子) 子育て支援部 | 19 |
| | | | 9 休日保育 | | | 子) 子育て支援部 | 20 |
| | | | 10 夜間保育事業 | | | 子) 子育て支援部 | 20 |
| | | | 11 時間外保育事業 | | | 子) 子育て支援部 | 20 |
| | | | 12 一時預かり事業 | | | 子) 子育て支援部 | 20 |
| | | | 13 保育所等の利用調整 | | | 子) 子育て支援部 | 20 |
| | | | 14 市立幼稚園預かり保育事業 | | | 教) 学校教育部 | 20 |
| | | | 15 保育施設職員等への研修実施 | | | 子) 子育て支援部 | 20 |
| | | | 16 ファミリー・サポート・センター事業 | | | 子) 子育て支援部 | 20 |
| | | | 17 子育て短期支援事業(子どもショートステイ) | | | 子) 児童相談所 | 21 |
| | | | 18 札幌市児童育成会運営補助 | 再掲 | 2-③ | 子) 子ども育成部 | 21 |
| | | | 19 児童会館、ミニ児童会館 | 再掲 | 2-③ | 子) 子ども育成部 | 21 |
| | | | 20 放課後子ども教室 | 再掲 | 2-③ | 子) 子ども育成部 | 21 |
| 基本施策3 | 施策3-② | 定保や護自者支立の支援に就労する安 | 1 生活困窮者自立支援事業 | 再掲 | 1-② | 保) 総務部 | 22 |
| | | | 2 就労ボランティア体験事業 | | | 保) 総務部 | 22 |
| | | | 3 育児休業等取得助成金事業 | | | 子) 子ども育成部 | 22 |
| | | | 4 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 | | | 経) 経営支援・雇用労働担当部 | 22 |
| | | | 5 ワークトライアル事業 | | | 経) 経営支援・雇用労働担当部 | 22 |
| | | | 6 生活保護 | | | 保) 総務部 | 22 |
| | | | 7 就労支援相談員 | | | 保) 総務部 | 22 |
| 施策3-③ | 子育て家庭を支える経済支援 | 1 産前産後期間の国民健康保険料免除制度 | | | | 保) 保険医療部 | 23 |
| | | 2 子ども医療費助成 | | | | 保) 保険医療部 | 23 |
| | | 3 ひとり親家庭等医療費助成 | | | | 保) 保険医療部 | 23 |
| | | 4 第2子以降の保育料無償化事業 | | | | 子) 子育て支援部 | 23 |
| | | 5 児童手当 | | | | 子) 子育て支援部 | 23 |
| | | 6 住宅確保要配慮者居住支援事業 | | | | 都) 市街地整備部 | 23 |
| | | 7 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業 | 再掲 | 1-① | | 子) 母子保健担当部 | 24 |
| | | 8 特別児童扶養手当 | | | | 保) 障がい保健福祉部 | 24 |
| | | 9 障害児福祉手当 | | | | 保) 障がい保健福祉部 | 24 |
| | | 10 小児慢性特定疾病医療費支給 | | | | 保) 保健所 | 24 |
| | | 11 認可外保育施設等利用給付事業 | | | | 子) 子育て支援部 | 24 |
| | | 12 実費徴収に係る補足給付事業 | | | | 子) 子育て支援部 | 24 |
| | | 13 学校給食費負担軽減事業 | | | | 教) 学校支援担当部 | 24 |
| | | 14 未就学児に対する国民健康保険料軽減制度 | | | | 保) 保険医療部 | 24 |
| | | 15 市営住宅への優先入居 | | | | 都) 市街地整備部 | 24 |
| | | 16 生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) | | | | 保) 総務部 | 24 |

「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

| 基本施策 | | No. | 事業・取組名 | 再掲 | 関連施策 | 担当部 | ページ | |
|----------------------------------|-------------------------|-----|--------------------------|----|------|----------------|------------|----|
| 基本施策4 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進 | 施策4-① 社会的養護の支援を必要とする | 1 | 里親委託の推進 | | | 子)児童相談所 | 25 | |
| | | 2 | 社会的養護自立支援事業 | | | 子)児童相談所 | 25 | |
| | | 3 | 児童相談体制の強化 | | 再掲 | 1-② | 子)児童相談所 | 25 |
| | | 4 | 社会的養護体制整備事業 | | | 子)児童相談所 | 25 | |
| | | 5 | 児童養護施設等体制強化事業 | | | 子)児童相談所 | 25 | |
| | | 6 | 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 | | 再掲 | 2-② | 子)児童相談所 | 25 |
| | | 7 | 児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 | | 再掲 | 1-② | 子)児童相談所 | 25 |
| | | 8 | 児童家庭支援センターにおける相談支援 | | 再掲 | 1-② | 子)児童相談所 | 25 |
| | 施策4-② ひとり親家庭への支援 | 1 | ひとり親家庭等医療費助成 | | 再掲 | 3-③ | 保)保険医療部 | 26 |
| | | 2 | ひとり親家庭等養育費確保支援事業 | | | 子)子育て支援部 | 26 | |
| | | 3 | 母子生活支援施設運営 | | | 子)子育て支援部 | 26 | |
| | | 4 | ひとり親家庭自立支援給付金事業 | | | 子)子育て支援部 | 26 | |
| | | 5 | ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度 | | | 子)子育て支援部 | 26 | |
| | | 6 | 児童扶養手当 | | | 子)子育て支援部 | 27 | |
| | 施策4-③ 困難を抱える若者への支援 | 7 | 災害遭児手当 | | | 子)子育て支援部 | 27 | |
| | | 8 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 | | | 子)子育て支援部 | 27 | |
| | | 9 | 養育費確保の推進 | | | 子)子育て支援部 | 27 | |
| | | 10 | 母子・婦人相談員 | | 再掲 | 1-② | 子)子育て支援部 | 27 |
| | | 11 | 札幌市ひとり親家庭支援センター | | | 子)子育て支援部 | 27 | |
| | | 12 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | | | 子)子育て支援部 | 28 | |
| | | 13 | ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業 | | 再掲 | 2-①、2-③ | 子)子育て支援部 | 28 |
| | | 14 | ひとり親家庭への広報の充実 | | 再掲 | 1-③ | 子)子育て支援部 | 28 |
| | | 1 | ヤングケアラー支援推進事業 | | 再掲 | 1-② | 子)子ども育成部 | 29 |
| | | 2 | 困難を有する若者への相談支援 | | 再掲 | 1-② | 子)子ども育成部 | 29 |
| | | 3 | 中学校卒業者等への進路支援事業 | | | 子)子ども育成部 | 29 | |
| | | 4 | 若者の社会的自立促進事業(学習支援) | | | 子)子ども育成部 | 29 | |
| | | 5 | 公立夜間中学運営事業 | | | 教)学校教育部 | 29 | |
| | | 6 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 | | 再掲 | 2-① | 教)学校教育部 | 29 |
| | | 7 | 社会体験機会創出事業 | | | 子)子ども育成部 | 29 | |
| | | 8 | ワーケートライアル事業 | | | 経)経営支援・雇用労働担当部 | 30 | |
| | | 9 | 障がい者就労支援推進事業 | | | 保)障がい保健福祉部 | 30 | |
| | | 10 | ひきこもり対策推進事業 | | 再掲 | 1-② | 保)障がい保健福祉部 | 30 |
| | | 11 | 困難を抱える若年女性支援事業 | | 再掲 | 1-② | 子)子ども育成部 | 30 |

基本施策 1:周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | A P 掲 載 有 無 | 指標 | | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | | |
|---------------------------------|------------------------------|---|---------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|----------------------------|---------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-------|--|---|--|-------------------|---------|--|--|--|--|
| | | | | 期 妊娠 出 産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 代 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策1-① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 妊婦訪問事業 | 妊婦のいる家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行います。令和5年度からは、初妊婦に加えて希望する経妊婦も対象とします。 | 拡充 | ○ | | | | | | | | | | | | | | ③ | 妊婦のいる家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行った。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 妊婦訪問実施率 | 33.5% | 41.0% | 42.0% | 42.0% | | | | | | | | | |
| 2 | 地域での児童教育相談・支援体制の推進事業 | 児童教育センターや市立幼稚園・市立認定こども園等で実施している子どもの発達・就学に関する教育相談について、相談の場所を拡充するほか、医療・福祉等の関係機関や学校、幼稚園・認定こども園、保育所と連携し、必要とする支援につなげていきます。 | 拡充 | ○ | | | | | | ○ | ○ | 教育相談をして満足と感じた相談者の割合 | 86% | 85% | 88% | 100% | ① | 児童教育センターで、1,218件(730人)の教育相談を実施した。地域教育相談は2,934件(1,177人)実施した。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育相談担当課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 教育相談場所の拡充 | 12カ所 | 13カ所 | 15カ所 | 15カ所 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 社会福祉や教育に関する知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの相談体制を強化し、児童生徒がおかれられた様々な環境への働きかけや、問題の解決・支援の充実に取り組みます。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | SSWが関わることで、児童生徒の抱える課題が「解消」または「解消の方向へ向かっている」割合 | 83.4% | 92.4% | 83.5% | 90% | ① | スクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として任用し、市内10区を5エリアに分け、各学校を担当する体制とした。また、スクールソーシャルワーカーが児童生徒のおかれられた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。 | 会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーが増員されたことから、問題の解決に向けた支援の充実に努める。また、さらに積極的に事案の掘り起こしをするとともに、細かに事案を検討することで、児童生徒がおかれられた環境が改善するように支援を行う。 | 教育委員会 学校教育部 | 児童生徒担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | SSW及びSSWSVの配置人数 | 16人 | 19人 | 20人 | 30人 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | スクールカウンセラーアクション事業 | 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への教育相談を行うとともに、児童生徒への関わり方等について教職員への助言を行います。小学校への配置時間数を拡大し、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 | 92.7% | 93.1% | 92.0% | 96% | ① | 小中一貫した継続的支援につなげるため、同じ中学校区内にある小・中学校を、できる限り同一のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)が担当できるよう配置を工夫した。また、令和6年度より、小学校におけるSCの配置時間数を、1校あたり年間69時間から年間140時間に増加させた。各学校に積極的なSCの活用を働きかけた結果、令和6年度は60,000件近くの相談があり、大規模校においては相談待ちが常態化している。 | 小中一貫したパートナー校に可能な限り同一のSCを配置するなどの工夫を一層進め、進学後も児童生徒やその保護者が同じSCに相談できる環境を整備し、小中一貫した継続的支援に繋げていく。いじめ対策組織の必須構成員として、SCが果たすべき役割や効果的な活用について、協議会での説明や研修を通して周知を図り、引き続き子どもや保護者が相談やすい環境づくりを進める。令和6年度に引き続き、令和7年度も昨年度と同様の時間数を配置するとともに、全ての市立学校に導入している1人1台端末「心の健康観察」アプリを活用することにより、悩んだり困ったりしている子どもがSCにつながりやすくなるよう、相談体制を充実させる。今後は、大規模校における相談待ちの状況を調査し、SCの適切な配置時間数について検討するなど、よりよい相談体制づくりを目指す。 | 教育委員会 学校教育部 | 児童生徒担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | スクールカウンセラーの小学校における配置時数の増加 | 69時間 | 69時間 | 140時間 | 140時間 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 各区こども家庭センター機能の整備 | 各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を整備し、身近な地域において、全ての妊娠婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行います。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | ③ | ・10区にこども家庭センターを設置 ・要保護児童対策地域協議会(関係機関で役割分担し、こどもを見守る仕組み)としての活動 ・支援対象児童に係る支援活動 ・子育て世帯訪問支援事業の実施 | ・要保護児童対策地域協議会(関係機関で役割分担し、こどもを見守る仕組み)としての活動 ・支援対象児童に係る支援活動 ・子育て世帯訪問支援事業の実施 | 子ども未来局 児童相談所 | 地域連携課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 各区へのこども家庭センターの設置 | - | - | 設置 | 運用 | | | | | | | | | |
| 6 | 妊婦支援相談事業 | 安心・安全な妊娠・出産のために、母子健康手帳交付時に母子保健相談員等が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、支援が必要な世帯を把握し継続支援につなげます。 | 継続 | ○ | | | | | | ○ | ○ | 母子健康手帳交付時の面接実施割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | ③ | 安心・安全な妊娠・出産のために、母子健康手帳交付時に母子保健相談員等が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、支援が必要な世帯を把握し継続支援につなげた。 | 安心・安全な妊娠・出産のために、母子健康手帳交付時に母子保健相談員等が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、支援が必要な世帯を把握し継続支援につなげた。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率 | - | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| 7 | 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業 | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図ります。 | 継続 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | 妊婦訪問実施率 | 33.50% | 41.0% | 42.0% | 42.0% | ① | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図った。 | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図った。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | |
|----|--------------------------------|---|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|----------------|---------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------|-----------------|--|---|-----------------------|------------|--|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 代 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | |
| 8 | 産後のメンタルヘルス支援対策事業 | 母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。 | 継続 | ○ | | | | | | | | 3種の質問票実施割合 | 99% | 99% | 集計中(11月以降に確定) | 99.50% | ③ | 母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援した。 | 母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援する。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | |
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、育児等の相談に応じます。 | 継続 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 区保育・子育て支援センターにおける相談支援 | 区保育・子育て支援センター(ちあふる)では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。 | 継続 | ○ | | | | | | ○ | ○ | 子育てサロン利用者数(年間) | 305,100人 | 330,244人 | 363,866人 | 389,157人 | ① | ・市内10力所の区保育・支援センター(ちあふる)で、就学前の親子が利用できる子育てサロンを月～土曜日9時～17時まで延べ2,923日開所した。 | ・引き続き、市内10力所の区保育・支援センター(ちあふる)で、就学前の親子が利用できる子育てサロンを月～土曜日9時～17時まで延べ2,920日開所予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援推進担当課 | |
| 11 | こそだてインフォメーション | 各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。 | 継続 | | | | | | | | | さっぽろ子育て情報サイトの利用者満足度(満足していない割合) | 15.2% | 16.3% | 27.5% | 12.7% | ① | ・市内10区で月～金曜日の8時45分～17時15分まで述べ2,430日開設した。 | ・市内10区で月～金曜日の8時45分～17時15分まで述べ2,430日開設(予定)し、子育て相談、情報提供等を実施。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援推進担当課 | |
| 12 | 利用者支援事業 | 子育て家庭の身近な場所である、区保育・子育て支援センターとこそだてインフォメーションに「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。 | 継続 | | | | | | | | | さっぽろ子育て情報サイトのページビュー数(年間) | 4,409,626PV | 4,087,965PV | 3,716,895PV | 5,400,000PV | | | | | | |
| 13 | 子どもの権利救済機関による相談支援(子どもアシストセンター) | 子どもの権利条例に基づき設置された子どもの権利救済機関では、原則18歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。また、権利侵害からの救済の申立てに基づいて、公的第三者の立場で問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 利用者数 | 49,339人 | 52,122人 | 60,579人 | 90,000人 | | | | | | |
| 14 | 思春期特定相談事業 | 概ね12歳から18歳の子どもの心の相談について、子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所(来所相談は予約制)による相談支援を行います。 | 継続 | | | | | | | | | 相談・利用者支援件数 | 43,390件 | 38,678件 | 40,480件 | 65,100件 | ③ | ・子育て相談件数(面談・電話):6,566件 ・出前子育て相談件数:38件 ・個別支援件数:414件 ・子育て支援ネットワーク会議全体会議:7回 地区別会議:9回 | ・子育て相談、出前子育て相談、個別支援、子育て支援ネットワーク会議を実施予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援推進担当課 | |
| 15 | 民生委員・児童委員 | 民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談を受け、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 設定困難 | — | — | — | — | — | 【相談件数】 ・実相談件数:1,085件、延べ相談件数3,234件、調整活動件数28件 【出前講座】 ・あしすと出前講座:青少年関係団体等(3回実施) ・あしすと子ども出前講座:児童会館を利用する子ども(17回実施) | 子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申し立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図っていく。 また、子どもアシストセンターの認知度向上のため、相談カードやチラシ等の広報物の配布だけでなく、LINE等のSNSを利用した広報活動を行い、現に悩みを抱える子どもたちへ速やかに働きかけるとともに、今は悩みがなくても、悩みを抱えた時にいつでも相談できるようLINE友だち登録を勧めていく。 | 子ども未来局 子どもの権利救済事務局 | - | |
| 14 | 思春期特定相談事業 | 概ね12歳から18歳の子どもの心の相談について、子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所(来所相談は予約制)による相談支援を行います。 | 継続 | | | | | | | | | 電話・来所相談件数(延べ件数) | 183 | 127 | 116 | — | ③ | 思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図った。 | 引き続き、思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図る。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 | 精神保健福祉センター | |
| 15 | 民生委員・児童委員 | 民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談を受け、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。 | 継続 | | | | | | | | | 設定困難 | — | — | — | — | — | 児童、妊産婦、母子家庭等の相談を受け、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援を行った。 | 引き続き、児童、妊産婦、母子家庭等の相談を受け、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援を行う。 | 保健福祉局 総務部 | 地域福祉・生活支援課 | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | | 所管 | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|--|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|-------------|----------------|---|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|---|--|-------------------|-----------------|--|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 代 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 局/部 | 課 | |
| | | | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | |
| 施策1-② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 母子保健における児童虐待強化事業(妊娠SOS事業) | 予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。 | 拡充 | ○ | | | | | | | ○ | 妊娠葛藤を抱える方の母子健康手帳の出産後交付数 | 10 | 20 | 15 | 7 | ① | 予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、居場所の提供を行った。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を9件行った。 | 予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、居場所の提供を行った。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行う。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | |
| 2 | 子どものくらし支援コーディネート事業 | 子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。また、巡回施設の拡大に向けて、ニーズ調査を行います。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数 | 188人 | 253人 | 561 | 1,270人 | ① | ・子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につないだり、重層的な見守りへつなげる事業を実施。 ・相談受理件数:308件 ・支援継続件数:271件 | ・子どもコーディネーターを8名配置し、市内全域の児童会館や子ども食堂、認可外保育施設を巡回し、困難を抱えている子供や家庭の早期把握、支援や見守りにつなげる。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | |
| 3 | 児童相談体制の強化 | 第3次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。また、同プランに基づき、専門職を計画的に配置するほか、第二児童相談所を設置します。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 新たな基本計画(第4次強化プラン)の策定 | 検討 | 検討 | 検討 | 運用 | ① | 児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | 新たな基本計画策定に向け、令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等について、第三者評価の活用により検証を行う予定。 | 子ども未来局 児童相談所 | 地域連携課 | |
| 4 | ヤングケアラー支援推進事業 | ヤングケアラーが安心して暮らしがんばことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 「困りごとがある場合に相談できる相手がいる」と回答した子どもの割合 | 94.8% | 98.1% | 98.6% | 96.7% | ② | 札幌市では、令和5年1月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定のうえ、関係機関・団体による連携したヤングケアラー支援に取り組んでおり、令和6年度は以下の事業を実施した。 ○ヤングケアラー相談サポート事業(専門相談窓口の設置・他手法統同行き支援、当事者の居場所機能・相談機能を併せもつ交流サロンの提供):1396件の相談、交流サロンを28回開催し、計353名が参加した。 ○ヤングケアラー支援研修:研修(基礎編・実践編)を開催し、述べ308名が参加した(基礎編はYoutubeで動画配信もあり)。 ○ヤングケアラーセンター訪問支援事業:4世帯に訪問支援員が訪問し、家事等の支援を行い、障がい福祉サービス等の支援につなげた。 | 令和7年度は以下の事業を実施する。 ○ヤングケアラー相談サポート事業(専門相談窓口の設置・他手法統同行き支援、当事者の居場所機能・相談機能を併せもつ交流サロンの提供) ○ヤングケアラー支援研修 ○ヤングケアラーセンター訪問支援事業 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | |
| 5 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口(生活就労支援センターステップ)を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNS相談や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。 | 拡充 | | | | | | | | ○ | (自立)自立相談支援機関の年間新規相談件数 (家計)年間新規相談支援件数 | (自立)11,746人 (家計)102人 | (自立)6,279人 (家計)155人 | (自立)5,218人 (家計)176人 | (自立)6,400人 (家計)160人 | ① | 自立相談支援機関(ステップ)における令和6年度新規相談件数は、自立相談支援4,347人、家計改善支援176人となっており、自立相談支援機関(JOIN)における令和6年度新規相談件数は、自立相談支援871人となっている。 ステップでは、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施している。また、ステップの相談支援は、全市を1カ所の事業所で対応しているが、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和6年度は147回開催した。 | ステップ及びJOINにて引き続き相談を受け付けるほか、ステップにおいては市内各所での出張相談会の開催、SNSの活用及び生活サポート総合相談会を開催するとともに、出張相談会については開催回数を増やす等により、まだ支援につながっていない生活困窮者の掘り起しを行う。 | 保健福祉局 総務部 | 保護課 | |
| 6 | 児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 | 児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | — | 関係機関と連携しながら、各種相談対応を実施。 | 引き続き、関係機関と連携しながら、各種相談に対応を実施予定。 | 子ども未来局 児童相談所 | 地域連携課 | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | | | | | | |
|----|--------------------|---|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--------|----------------|---------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|---|--|---------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 児童家庭支援センターにおける相談支援 | 児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。 | 継続 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子育てに困ったときの相談ができる場が整備されていると感じる市民の割合 | 18.7% | 17.7% | 19.6% | 20% | ① | 市内6か所に児童家庭支援センターを設置し、子育てに困ったときの相談場所を整備している。相談件数については各施設増加している。 | センターの安定運営のため、引き続き運営費の補助とセンターとの連携を継続していく。 | 子ども未来局児童相談所 | 地域連携課 | | | | | | | |
| 8 | 子ども安心ホットライン | 24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。 | 継続 | | | | | | | | | 子育てに困ったときの相談ができる場が整備されていると感じる市民の割合 | 18.7% | 17.7% | 19.6% | 20% | | 電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施。 | | | | | | | | | | |
| 9 | 養育支援員派遣事業 | 養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。 | 継続 | | | | | | | | | 子育て世帯訪問支援事業に移行。 延べ17世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 特別支援教育地域相談推進事業 | 発達の困りや不登校、日本語習得の困難さ等のある子供の保護者からの相談や就学相談に係る業務に迅速かつ丁寧に対応できるように、特別支援教育に係る相談体制の充実に向けた取組を推進します。 | 継続 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 相談者が「相談できてよかったです」と感じている割合 | 99.0% | 99.0% | 100% | 100.0% | ① | 障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもの保護者への相談を行っており、令和6年度は不登校に関わる相談は542件、特別支援教育に関わる相談は4,534件行った。 | 予約から来所までの相談を待つ期間の短縮や、複数回の相談に応じられる体制整備など、より相談者の教育的ニーズに応えられるような教育相談体制を構築していく。 | 教育委員会学校教育部 | 教育相談担当課 | | | | | | | |
| 11 | 困難を有する若者への相談支援 | 若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 | 継続 | | | | | | | | | 自立支援事業の総合相談件数 | 937件 | 1,067件 | 1,063件 | 1,100件 | | 若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立の促進に努めた。 | 引き続き若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、相談事業や自立支援プログラムを実施するほか、学校や地域へのアウトリーチ型居場所づくりを行い、支援を必要とする若者の発見機能の強化に取り組む。 | 子ども未来局子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | | | | | | |
| 12 | ひきこもり対策推進事業 | 「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。 | 継続 | | | | | | | | | ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数 | 3,026件 | 2,673件 | 2,538件 | 4,500件 | | 電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3~4回程度の出張相談を実施。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回程度開催した(一部オンライン(メタバースを含む)で開催)。当事者の会のメタバース上では就労支援も実施した。 | 電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3~4回程度の出張相談を実施する。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回程度開催する(一部オンライン(メタバースを含む)で開催)。当事者の会のメタバース上では就労支援も実施していく。 | 保健福祉局障がい保健福祉部 | 精神保健福祉センター | | | | | | | |
| 13 | 困難を抱える若年女性支援事業 | 様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を行う相談事業を実施します。 | 継続 | ○ | | | | | | | | 相談など繋がりを持った若年女性の実人数(累計) | 225人 | 369人 | 553人 | 975人 | ① | アウトリーチ支援(夜間見回り:12回、SNS見回り:48回、相談及び面談の実施状況:184人) 居場所の提供(短期5回、長期2回) 自立支援(計画策定期数:2人) 関係機関との連携状況(6回) 令和6年度は、新たに市内地下鉄駅構内の女性用トイレ及びユニバーサルトイレの各個室に広報ステッカーを掲示。掲示以降の相談数の増加といった効果があった。 | 以下を実施することにより、困難を抱える若年女性を支援する。 ○アウトリーチ支援 ・夜間見回り ・市内繁華街等における臨時相談ブースの設置 ・SNS見回り ・相談及び面談の実施 ・出張相談会の実施 ・事業周知 ○居場所の提供 ○自立支援 ○関係機関との連携 | 子ども未来局子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | | | | | | |
| 14 | 母子・婦人相談員 | 各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行っています。 | 継続 | | | | | | | | | 相談支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | | 各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談を実施した。 母子・婦人相談件数:3,019件 | 各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談に応じる。 ※令和7年度から中央区、東区に各1名増員 | 子ども未来局子育て支援部 | 子育て支援課 | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | | A P 掲 載 有 無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | |
|----|-------------|--|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|-------------|----------------------------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|---------|-----------------|---|--|-------------------|--------|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 大 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | |
| | | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | ③(AP以外)指標 | | | | | | | | |
| 15 | 障がい者相談支援事業 | 障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行っています。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 利用登録者が障がい福祉サービスやその他のサービス・事業・機関につながり利用に至った件数 | - | 1,553 | 2,384 | 5,640 | ② | 相談支援事業所(18カ所)、障がい者あんしん相談(1カ所)では障がいのある方やその家族等からの生活全般の相談を実施した。基幹相談支援センター(1カ所)では、関係機関からの相談対応や、相談支援事業所職員向けの研修開催等を実施した。 | 相談支援事業所(18カ所)、障がい者あんしん相談(1カ所)では障がいのある方やその家族等からの生活全般の相談を実施。基幹相談支援センター(1カ所)では、関係機関からの相談対応や、相談支援事業所職員向けの研修開催等を実施。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| 16 | 障がい児等療育支援事業 | 在宅の障がい児(18歳未満)、その家族、それらの関係者や支援者等を対象に、訪問療育、外来療育、施設支援を実施します。福祉サービス等につながつておらず、療育指導を受ける機会の少ない方を対象に、原則1人6か月以内の利用としています | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 基幹相談支援センターを除く障がい者相談支援事業所の総相談件数 | 155,862 | 144,531 | 154,575 | 159,274 | | | | | |
| 17 | ホームレス自立支援事業 | ホームレス相談支援センターJOINにおいて、ホームレスに対し、一時的な衣食住環境を提供する一時生活支援事業と自立へ向けた支援を行う自立相談支援事業を一体的に実施するほか、週に一度の巡回相談、関係団体によるネットワーク会議、ホームレス総合相談会の開催等を実施します。 | 継続 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 事業利用者が施設退所までに居所を確保した割合 | 88.5% | 83.9% | 84.0% | 90.0% | ① | JOINでは、ホームレスに特化した相談支援を実施し、就労や安定した生活への支援を行っている。自立相談支援機関(JOIN)において、令和6年度新規相談件数は871件、シェルター利用者数249人、事業利用者が施設退所までに居所を確保した割合は84.0%となっている。 | JOINにて引き続き相談を受け付けるほか、市内各所での巡回相談を行い、まだ支援につながっていない生活困窮者の掘り起しを行う。 | 保健福祉局 総務部 | 保護課 |
| | | | | | | | | | | | | ホームレス支援センターJOINの年間新規相談件数 | 777件 | 811件 | 871件 | 800件 | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | | | |
|---|------------------------|--|---------|------|-----|-----|-----|-------|----|----------------|---------|--------------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|---|--|-----------------------|-----------------|--|--|--|--|
| | | | | 妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | 若者 | 保護者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023)年度 実績 | R6 (2024)年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策1-③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 | 医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行います。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行います。 | 継続 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | ③ | 医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行った。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行った。 | 医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行った。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行った。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 育児支援連絡票等受理件数 | 1158件 | 1171 | 1112 | 1200 | | | | | | | | | |
| 2 | 幼保小連携・接続の推進 | 幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るために、幼保小連携推進協議会において教職員の合同の研修会、情報交流、児童の支援内容の引継ぎ会等を実施し、接続期の教育内容や指導方法の相互理解・連携等を目指します。 | 継続 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | - | ・教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。10区共通の内容と方法で、幼保小連携・接続の重要性を学ぶ全体研修と、地域で連携を深めるための交流や協議を行うブロック研修を実施した。 ・子ども同士の交流や教職員間の学び合い等、具体的に連携活動を企画できるよう、教育委員会が令和5年度に作成した参考資料「つながるひろがるハンドブック」を活用した。 ・特別な教育的支援が必要な児童についての小学校への引継を電話やICTを活用して実施した。引継児童数2,065名。 | ・各区の園長・小学校長の代表者で構成する「代表者会」と教育委員会が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回実施。架け橋期の教育の充実に向けた取組と幼保小連携・接続の重要性について啓発する。 ・地域の中でつながりをもてない園・学校がないよう、連携活動の立案と確実な実施を促進する。 ・本協議会を通じて学びや成果を各園・学校の教育活動やカリキュラムに生かしていくための資料を教育委員会が作成し、活用方法を啓発する。 | 教育委員会 学校教育部 | 幼児教育担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 設定困難 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 子どものための相談窓口連絡会議 | 子どもアシストセンターが持つ救済機能の周知を図るとともに、実例に即した具体的な情報や意見の交換を行い、子どもを権利侵害から救済するための幅広い連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | - | 官民22機関が参加する「子どものための相談窓口連絡会議」を開催(9月、2月)した。 | 9月、2月に「子どものための相談窓口連絡会議」を開催予定 | 子ども未来局 子どもの権利救済事務局 | - | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 設定困難 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 要保護児童対策地域協議会 | 被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るために、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | - | ・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(適宜) | ・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(適宜) | 子ども未来局 児童相談所 | 地域連携課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 設定困難 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 | 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | - | 代表者会議1回及び実務者会議を4回開催し、子ども・若者の支援を行う関係機関同士の連携を強化するとともに、知識の研鑽に努めた。 | 引き続き代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関同士の連携強化、子ども・若者支援に関する知識の研鑽に努める。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 設定困難 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 利用者の立場に立った広報の展開 | 各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、アプリやAIチャットボットなども活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。 | 継続 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | さっぽろ子育て情報サイトの利用者満足度(満足していない割合) | 15.2% | 16.3% | 27.5% | 12.7% | ① | ・妊娠期から就学前の子育て情報の発信を行った。 ・さっぽろ子育て情報サイトに設置したAIチャットボットの回答精度を高められるよう、適宜回答修正を行った。 | ・引き続き、妊娠期から就学前の子育て情報の発信を行う。 ・AIチャットボットの回答精度向上に向け、適宜回答修正等を行う。 ・札幌市公式HPのリニューアルに合わせ、情報発信の媒体や手法等について検討する。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援推進担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | さっぽろ子育て情報サイトのページビュー数(年間) | 4,409,626PV | 4,087,965PV | 3,716,895PV | 5,400,000PV | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ひとり親家庭公式LINEの登録者数(累計) | 4,000 | 5,870 | 6,944 | 6,000 | | | | | | | | | |
| 7 | ひとり親家庭への広報の充実 | ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに關することなど、必要な情報が確実に届くよう、SNSなども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。 | 継続 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | - | ・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の情報を発信するLINE公式アカウントの案内チラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信 <実績> くらしのガイド配付部数約9,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約20,270部 | ・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の周知用のチラシを同封 ・支援制度 | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | |
|----------------------------------|------------------------|---|---------|-------|-----|-----|-----|-------|----|---|--------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|---|--|--|-------------------|---------|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | 若者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度実績 | R6 (2024) 年度実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | 局/部 | 課 | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | ③(AP以外)指標 | | | | |
| 施策2-① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 3歳児健診視覚検査事業 | 3歳児健康診査の際に、屈折検査機器を用いた視覚検査を行うことで、視覚が発達していく時期に弱視等を見逃すことなく、早期に適切な治療につなげます。視力に関する相談や情報収集する機会を提供し、良好な視力が得られる可能性を高め、子育て中の心配を軽減します。 (令和5年度に1区で試行実施し、段階的に対象区を拡大予定) | 新規 | ○ | | | | | ○ | ○ | 3歳児健診で精密健康診査票(眼科)を発行した割合 | 3.6% | 4.3% | 8.5% | 10% | ① | 令和6年10月から、3歳児健康診査の際に、屈折検査機器を用いた視覚検査を5区で先行実施した。 | 令和7年6月から、3歳児健康診査の際に、屈折検査機器を用いた視覚検査を、全区で開始している。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 |
| 2 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 | 「小児慢性特定疾病児童自立支援センター」を設置し、慢性的な疾病に罹患していることで自立に困難を抱えている児童等に対する相談体制を強化します。また、将来の就労に向けた学びの支援などを実施します。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 相談や各種事業を利用して課題が解決した又は安心した者の割合 | — | — | — | 80% | ② | R6.10に業務委託にて小慢自立支援センターを開設。就職支援事業として専門家による講演動画等を公式ホームページに公開。また、小児慢性特定疾病児童等サポートブック(電子版)を作成し、医療費助成や福祉サービス等の情報を整理し情報提供した。 | 当該センターによる相談支援事業の継続に加え、令和7年度は小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族が相互に交流できるイベントを定期的に開催する。また、ニーズに応じた学習支援事業の実施について検討を行う。 | 保健福祉局 保健所 | 健康管理課 | |
| 3 | 不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 | 不登校児童生徒が、学びたいと思った時に学べるよう、教育支援センターのサテライト設置やオンラインによる支援などに取り組んでいます。 | 拡充 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 不登校児童生徒のうち、学校内外で教師以外からの相談・支援を受けている割合 | 53.6% | 46.0% | 10月末確定予定 | 65% | ② | 不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べるよう、教育支援センター及びそのサテライトによる支援を10区全てにおいて実施した。また、自宅の外に出ることが難しい不登校児童生徒を対象に、教育支援センター宮の沢オンラインコースにおいて、仮想空間(メタバース)を活用した支援を試行実施した。 | 不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べるよう、教育支援センターサテライトにおける支援対象を小学校4年生から中学校3年生に拡充し、継続的な支援を全区で実施する。また、自宅から外に出かけることが難しい不登校児童生徒を対象に教育支援センター宮の沢オンラインコースにおけるメタバースを活用した支援を試行的に実施する。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育相談担当課 | |
| 4 | 相談支援パートナー事業 | 不登校やその心配のある子どもに対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うために、小・中学校に相談支援パートナー等を配置し、不登校の未然防止や状況改善に加えて、小学校等の早い段階からの支援の充実に向けて取り組みます。 | 拡充 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | 相談支援パートナー等の対応・支援により不登校状況に改善が見られた児童生徒の割合 | 81% | 80% | 80% | 85% | ① | 全小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校に相談支援パートナーを配置。不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行なうなど、きめ細やかな支援を行った。 | 全小学校、中学校・義務教育学校・中等教育学校に相談支援パートナーの配置による、効果検証及び相談支援パートナー支援時間数の調整検討や研修の実施による支援の充実を図る。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育相談担当課 | |
| 5 | 札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業 | 日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | 支援を受けて、安心して学校生活を送ることができた子どもの割合 | — | 95.4% | 93.8% | 100% | ① | 日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るために、指導協力者を増員し、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ派遣した。さらに新規指導登録者への研修や、学校と指導協力者を対象とした連絡会議の開催、指導用教材の貸与や効果の検証を行い、個々の状況に応じた日本語指導の充実を図る。 | 日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が円滑に学校生活等に適応できるよう、指導協力者の派遣拡充や研修の実施、指導用教材の貸与や効果の検証を行い、個々の状況に応じた日本語指導の充実を図る。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育課程担当課 | |
| 6 | 札幌まなびのサポート事業 | 生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。また令和6年度からは、体験型の学習活動を強化するとともに、保護者に対する教育知識の周知や進路相談会を実施いたします。 | 拡充 | | | ○ | | ○ | ○ | 個別学習支援参加者の高校等進学率 | 100% | 100% | 100% | 100% | ① | 令和5年度と同じく、継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とした。実施規模も市内40会場(約15名/会場)、定員合計600名とした。保護課CWIによる生活保護受給世帯への家庭訪問を通して、対象世帯に参加勧奨を行なった。また、参加者の拡大と長期欠席者の防止と併せて、子の職業観を育成など将来展望に繋げることを目的とした座学による学習活動や保護者向けの進路相談会を実施した。 | 令和6年度と同じく、前年度からの継続者は4月開始、新規参加者は5月開始、実施規模も市内40会場(約15名/会場)、定員合計600名とする。令和7年度も、参加者の拡大と長期欠席者の防止と併せて、子の職業観を育成など将来展望に繋げることを目的とした座学による学習活動や保護者向けの進路相談会を実施。また、事業参加に際し、4月よりスマート申請によるオンライン申請を開始した。 | 保健福祉局 総務部 | 保護課 | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | |
|----|-----------------|--|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|--------------------------------------|---------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--|--|--|---|-------------------|----------|--|--|--|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 代 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | ③(AP以外)指標 | | | | | | | | | | | |
| 7 | 乳幼児健康診査 | 区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。 | 継続 | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | — | ①4か月児健康診査 実施回数:359回 ②10か月児(再来)健康診査 実施回数:328回 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:357回 ④3歳児健康診査 実施回数:359回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。 | ①4か月児健康診査 実施回数:362回 ②10か月児(再来)健康診査 実施回数:348回 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:360回 ④3歳児健康診査 実施回数:360回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 乳幼児健康診査における栄養指導 | 乳幼児健康診査の際に、健康的な食生活の実践に役立つ食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。 | 継続 | ○ | ○ | | | | ○ | | | 乳幼児健康診査時の栄養指導件数 | 14,089人 | 15,006人 | 16,613人 | — | ③各区保健センターの乳幼児健診の際に、管理栄養士による栄養・食習慣に関する情報提供や個別相談等を行った。 | 引き続き、個々人に応じた適正な食生活を支援するための栄養相談や、食に関する情報提供を行う。 | 保健福祉局 ウェルネス推進部 | ウェルネス推進課 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 歯科口腔保健推進事業 | 歯と口の健康について、地域での健康相談や電話相談を、歯科衛生士が受けています。また、市内の保健センターでは、歯科医師による妊産婦対象の無料歯科健診と、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ | | | | ○ ○ | 60歳で24本以上の歯を有する人の割合 | 87.10% | 87.70% | 86.90% | 90% | ① | ・児童会館や各種子育てサロン等で歯と口の健康についての普及啓発(さっぽろ8020セミナーキッズ編)を実施。 ・小学1年生を対象に「健口ノート」を配布。 ・各区保健センターの乳幼児健診において、歯科健診・保健指導及び妊産婦対象の無料歯科健診を実施。 ・私立保育園・幼稚園等でのフッ素洗口支援の実施 ・小学校におけるフッ化物洗口モデル事業の実施 | ・児童会館や各種子育てサロン等で歯と口の健康についての普及啓発(さっぽろ8020セミナーキッズ編)を実施予定。 ・小学1年生を対象に「健口ノート」を配布予定。 ・各区保健センターの乳幼児健診において、歯科健診・保健指導及び妊産婦対象の無料歯科健診を実施。 ・私立保育園・幼稚園等でのフッ素洗口支援の継続実施 ・小学校におけるフッ化物洗口モデル事業の継続実施 | 保健福祉局 ウェルネス推進部 | ウェルネス推進課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 赤ちゃんの耳のきこえ支援事業 | 先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図ります。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | 初回検査で難聴の疑いがあるとスクーリングでき、確認検査へと繋げた累計件数 | 458 | 407 | 857 | 1999 | ② | 初回検査受診率は90%を超えているものの、初回検査で要再検査と判断されたもののうち、再検査を受検していないものが一定数存在している。 | 引き続き、健康診査受診時の受診勧奨等を継続して実施するとともに、療育機関や教育機関との連携等を強化する。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 未熟児養育医療給付 | 入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。 | 継続 | ○ | | | | | | 設定困難 | | | — | — | 入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行った。 令和6年度支払決定実人数:317件 | 令和6年度と同様に実施予定。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 結核児童療育給付 | 18歳未満の結核にかかっている児童であって、指定療育機関の医師が長期療養のために入院が必要と認めたものに対し必要な医療の給付並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ | | | | | 設定困難 | | | — | — | 入院医療を必要とする結核児童を対象に、指定療育医療機関において必要な医療の給付を行なうものであるが、令和6年度の対象は0件であった。 | 令和6年度と同様に実施予定。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 自立支援医療(育成医療) | 障がいのあるまたは医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ | | | | | 設定困難 | | | — | — | 障がいのあるまたは医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行った。 令和6年度支払決定実人数:257件 | 令和6年度と同様に実施予定。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | | A P 掲 載 有 無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | |
|----|------------------------|---|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--|---|----------------------------|-----------------------------|--|--|---|---|--|---|-------------------------------------|-------------------|--------|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 大 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | |
| 14 | 障害児通所給付費 | 障がいのある児童に、障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)の利用に必要な費用の一部を支給します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 支給決定者数 | 児童発達支援:6,660人 放課後等デイサービス:10,295人 医療型児童発達支援:88人 保育所等訪問支援:966人 居宅訪問型児童発達支援:7人 (令和5年3月末) | 児童発達支援:7,234人 放課後等デイサービス:11,170人 医療型児童発達支援:80人 保育所等訪問支援:1,130人 居宅訪問型児童発達支援:5人 (令和6年2月末) | 児童発達支援:8,022人 放課後等デイサービス:12,077人 医療型児童発達支援:15人 保育所等訪問支援:1,480人 居宅訪問型児童発達支援:4人 (令和7年3月末) | - | ③ | 各サービスごとの実利用者数及び利用日数は以下のとおり。(令和7年3月実績) 【実利用者数】 児童発達支援:6,589人 放課後等デイサービス:9,943人 医療型児童発達支援:13人 保育所等訪問支援:410人 居宅訪問型児童発達支援:4人 【利用日数】 児童発達支援:73,292日 放課後等デイサービス:112,573日 医療型児童発達支援:85日 保育所等訪問支援:1,027日 居宅訪問型児童発達支援:8日 | 障がいのある児童に、障害児通所支援の利用に必要な費用の一部を支給する。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 | 障がい福祉課 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 幼児期における家庭教育支援の充実 | 市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | 札幌市幼児教育講演会、市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」における参加者数 | 2,363名 | 2,257名 | 2,523名 | 2,500名 | ③ | 札幌市幼児教育講演会を1か月間のオンデマンド配信で実施。総視聴回数は227回。市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で100回実施。累計で2,296名が参加。 | 札幌市幼児教育講演会を1か月間のオンデマンド配信で実施予定。市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を5園で5月から3月まで実施予定。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育相談担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 | 学校・家庭・地域と教育委員会が一体となり、子どもたちに、「学ぶ力」を支える「学ぶ意欲(主体的に学習に取り組む態度)」「学んだ力(基礎的・基本的な知識・技能)」「活かす力(思考力・判断力・表現力等)」をバランスよく育みます。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 「さっぽろっ子『学び』のススメ」の趣旨や活用の仕方について、保護者や地域等にも説明する学校の割合 | 94% | 96% | 97% | 100% | ③ | ・「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」を大幅に改訂し、「課題探究的な学習」と「自治的な活動」を推進し「学ぶ力」の育成を図った。 ・「さっぽろっ子『学び』のススメ」、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、「さっぽろっ子ICT活用のススメ」をデータ配信し、園や学校・家庭・地域が一体となって、子どもを支える指針として活用した。 | ・「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」を基に、動画を作成し配布するなど、各学校の「学ぶ力」の育成に向けた取組を推進する。 ・「さっぽろっ子『学び』のススメ」、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、「さっぽろっ子ICT活用のススメ」をデータ配信し、「札幌市学校教育」等にも示している子ども観・教育観を、園・学校と家庭・地域で共有しながら、連携・協働を進めます。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育課程担当課 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 家庭教育事業 | 家族とのふれ合い等を通じて、子どもたちの生きる力の基礎的な資質や能力を育てる家庭教育の重要性を広く伝え、各家庭の教育力の向上を図るために、親同士が交流しながら学ぶ場や、講演会等の学習機会を提供します。 | 継続 | ○ | | | | ○ | ○ | 家庭教育事業への参加を、家庭教育に役立てている人の割合 | - | 92% | 93% | 90% | ② | 「家庭教育学級」は開設数・参加人数ともに緩やかな増加傾向にあり、令和6年度は83の園・学校が、学習会を企画・開催した(参加者2,071人)。 「親育ち応援団事業」では、乳幼児の保護者や家庭教育学級未開設の園・学校を対象とした講座を行ったほか(参加者426人)、著名人を講師としたオンライン配信による講演会を実施した(視聴回数821回)。 また、自宅で気軽に家庭教育を学べるよう、HP「さっぽろ家庭教育ナビ」のコンテンツの追加を行うなど、サイト内の充実を図った(延べ閲覧者数16,053人)。 | 各家庭教育学級への活動支援を行なうほか、家庭教育に関する動画配信を行うなど、「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心とした取組に力を入れ、多様な学習機会の提供を目指していく。 | 教育委員会 総務部 | 生涯学習推進課 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 子どもを共感的に理解するための教員研修の充実 | 子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるために、教職員に対する研修等の一層の充実を図ります。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 家庭教育事業への年間参加者数及び特設サイト閲覧者数 | 32,022人 | 32,921人 | 19,395人 | 33,700人 | ③ | 初任段階における研修や中堅教諭等資質向上研修等の教職経験に応じた研修、職能に応じた研修、専門研修等において、子どもの権利をはじめとした子どもを取り巻く様々な諸問題についての研修を、延べ20回実施した。 | 昨年度に引き続き、教職経験に応じた研修、職能に応じた研修、専門研修において、子どもの権利をはじめとした子どもを取り巻く様々な諸問題についての研修を実施予定。 | 教育委員会 学校教育部 | 教職員育成担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 子どもの学びの環境づくり事業 | 不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成します。 | 継続 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | フリースクールへ通う不登校児童生徒数 | 119人 | 130人 | 143人 | 130人 | ① | 令和6年度は12団体への補助を行い、通所する143人の児童・生徒の学習環境の充実へとつなげた。 また、光熱費高騰対策として、8団体に対し補助を行った。 | 令和6年度同様、予算24,000千円にて事業を継続する。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どもの暮らし・若者支援担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | |
|----|---------------------|--|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--------|-------------|----------------|---------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|--|--|------------------|-------------|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | ③(AP以外)指標 | | | | | | | | | |
| 20 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 | 多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。 | 継続 | | | | | ○ | | | | | 就職希望者の就職率 | 70.3% | 80% | 89.4% | 90% | ③ | ・学校設定教科「キャリア・プランニング」等による実践的なキャリア教育を行うとともに、海外帰国生徒に対しては母語支援を実施し、生活・進路に関する相談体制を充実させた。 ・生徒が望ましい職業観を身に付け、働くことへの意欲・関心を高めることができるように、外部講師による職業ガイダンスやインターンシップを実施した。 | ・生徒が、より主体的に自らの将来について考えることができる力を養い、高校卒業後の自立につながるよう、系統的な進路探究学習とキャリア教育を実施する。 ・外部人材の活用や企業等との連携を促進することにより、同校生徒の実態を踏まえた進路支援の実施や母語支援の多言語化への対応に努める。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育課程担当 課 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業 | ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。 | 継続 | | ○ | ○ | | ○ | | | | | 年間参加児童数(延べ人数) | 2484 | 3322 | 3635 | 4000 | ① | 市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び令和6年度からは兄姉に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身につけさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感の解消に努めた。原則週1回、2時間程度行つた。 | 市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び兄姉に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身につけさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感の解消に努めた。原則週1回、2時間程度行つた。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | アイヌ民族の児童・生徒の学習支援 | アイヌ民族の児童・生徒に対し、進学率向上を目的とした学習支援事業を実施します。 | 継続 | | ○ | ○ | ○ | | | | | | 参加児童・生徒の延べ人数 | 18 | 27 | 38 | 100 | ③ | 夏休み及び冬休み期間中に各5日間(各日3時間)、計10日間開催予定。 | 夏休み及び冬休み期間中に各5日間(各日3時間)、計10日間開催予定。 | 市民文化局 市民生活部 | アイヌ施策課 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | | A P 掲 載 有 無 | 指標 | | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|-------------|----------------------------|---------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-------|-----------------|---|---|------------------|--------|--|--|--|--|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 大 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | | | | |
| 施策2-② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 札幌市奨学生金支給事業 | 意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生または生徒に対し、返還義務のない奨学生金を支給します。令和6年度以降に支給人数を拡大し、高等学校や大学等への進学支援の充実に取り組みます。 | 拡充 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 経済的な困窮度合いが高く、かつ特に学業成績が優秀な希望者のうち奨学生として採用された割合 | 46% | 44% | 79% | 100% | ② | 奨学生採用人数 高校等:1,340人 大学等:560人 | 奨学生採用予定人数 高校等:1,340人 大学等:660人 | 教育委員会 学校教育部 | 教育推進課 | | | | |
| 2 | 就学援助 | 経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。 | 継続 | | ○ | ○ | | | | | | | 年間支給決定者数 | 1500人 | 1,500人 | 1900人 | 1900人 | | | | | | | | | |
| 3 | 特別支援教育就学奨励費 | 札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。 | 継続 | | ○ | ○ | | | | | | | 設定困難 | | | | — | — | 対象児童数(小学校):9,966人 対象生徒数(中学校):5,886人 | 見込み対象児童数(小学校): 11,522人 見込み対象生徒数(中学校): 6,683人 | 教育委員会 学校教育部 | 教育推進課 | | | | |
| 4 | 義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成 | 一定の要件を満たす札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。 | 継続 | | ○ | ○ | | | | | | | 助成対象者への助成率 | 100% | 100% | 100% | 100% | ① | 助成児童生徒数 ・小学生 909人 ・中学生 239人 | 助成児童生徒数見込み ・小学生 851人 ・中学生 245人 | 教育委員会 学校教育部 | 教育推進課 | | | | |
| 5 | 札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業 | 札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。 | 継続 | | | | ○ | | | | | | 助成申請者数 | 611人 | 874人 | 848人 | 710人 | ② | 助成者数 848人 | 助成者数 806人(予定) | 教育委員会 学校教育部 | 教育推進課 | | | | |
| 6 | 高等学校定時制課程教科用図書給与 | 高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。 | 継続 | | | | ○ | | | | | | 希望者への助成率 | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| 7 | 札幌市特別奨学生金支給事業 | 札幌市特別奨学生金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。 | 継続 | | | | ○ | ○ | | | | | 受給者ワーカー、技能習得により、就職・進学など経済的自立に資するキャリアを積むことができた者の割合 | 97% | 100% | 96% | 100% | ① | 生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、技能習得を目的とした高等学校等に通う児童に対し、技能習得資金(月額)は公立5,000円・私立8,000円、入学支度資金(入学時)は公立10,000円・私立15,000円を支給。 | 令和6年度と同様に実施予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 | | | | |
| 8 | 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 | 児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む。)が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します(支給期間1年間)。 | 継続 | | | | ○ | | | | | | 特別奨学生の支給 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | | | | | | | | | |
| 9 | 公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免) | 経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料・入学金の減免にかかる費用を加味します。 | 継続 | | | | ○ | | | | | | 設定困難 | | | | — | — | 児童福祉施設等入所児童が進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付を行った。 実績:5件 | 児童福祉施設等入所児童が進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付する | 子ども未来局 児童相談所 | 地域連携課 | | | | |
| 10 | その他 | その他 | 継続 | | | | ○ | | | | | | 設定困難 | | | | — | | | | | | | | | |
| 11 | その他 | その他 | 継続 | | | | ○ | | | | | | 設定困難 | | | | — | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | |
|--|---------------------------|---|---------|-------|-----|-----|-----|-------|----|----------------|--|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|---|------------------|-----------------|--|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | 若者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | 局/部 | 課 | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | |
| 施策2-③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 子どもの職業体験事業 | 子どもが将来への夢を描けるよう、小学校高学年を対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。 | 新規 | ○ | | | | | | ○ | 参加した子どものうち、将来の夢や仕事の大切さについて考えたと肯定的に回答した割合 | - | - | 85% | 90% | ① | 小学校の冬季休業中に、市内の小学5・6年生を対象として30種類以上の職業体験プログラムを用意し、子どもが希望する企業を訪問し、そこで働く大人から仕事を聞かせたり、実際に仕事を教わったりする職業体験機会を提供する。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どもの権利推進課 | |
| | | | | | | | | | | | 体験プログラムの参加人数 | - | - | 243人 | 250人 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 地域学校協働活動推進事業 | 地域・学校・保護者等が協働し、多様な学びや体験の機会を子どもたちに提供するとともに、地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成していきます。 | 拡充 | ○ | ○ | | | | | ○ | 地域学校協働活動に参加した子どもの人数(年間累計) | 13,061人 | 27,605人 | 47,150人 | 53,000人 | ① | 活動の中核を担うコーディネーターとして地域学校協働活動推進員のモデル配置を10校にて実施。地域と学校の連携・協働の体制づくりを支援した。 また、48校44地域学校協働本部にて、合計632回の活動により子どもたちに学びや体験の機会等を提供した。いずれも平成26年度の事業発足以降、過去最大の実施規模となった。 | 教育委員会 総務部 | 生涯学習推進課 | |
| | | | | | | | | | | | 地域学校協働活動を実施している学校数 | 28校 | 36校 | 48校 | 115校 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 野外教育総合推進事業 | 学校に行きたくても行けないなど、困りや悩みを抱える子どもたちを対象に、「チャレンジ自然体験」として様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感や達成感等を育みます。 | 拡充 | ○ | ○ | | | | | ○ | 他者との会話が増えたなど、事業参加後に何らかの変化を感じた参加者の割合 | 85% | 0% | 50% | 90% | ① | チャレンジ自然体験では、教育支援センターに通所している児童生徒を対象に、公園等で自然体験活動を実施。定員40人(年間)に対し、37人の申込みがあった。 自然体験活動リーダー養成講座では、座学や実地での活動を通じて自然体験における基礎知識等を学ぶとともに、受講者が自ら計画したプログラムを実践する内容の講座を実施。定員20人に対し、10人の申込みがあった。 | 教育委員会 総務部 | 生涯学習推進課 | |
| | | | | | | | | | | | 体験活動の実施数 | 0 | 0 | 10 | 20 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 | 子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | 子ども食堂の総数 | 90か所 | 108か所 | 115か所 | 140か所 | ① | ・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施した。(24団体に1,993千円) ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施した。(4団体1,334千円) ・市ホームページにて札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | |
| | | | | | | | | | | | 補助金を活用して新規開設した子ども食堂の数 | 3か所 | 7か所 | 9か所 | 6か所 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 札幌まなびのサポート事業【再掲2-①】 | 生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持つような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。また令和6年度からは、体験型の学習活動を強化するとともに、保護者に対する教育知識の周知や進路相談会を実施いたします。 | 拡充 | ○ | | | | | | ○ | 個別学習支援参加者の高校等進学率 | 100% | 100% | 100% | 100% | ① | 令和5年度と同じく、継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とした。実施規模も市内40会場(約15名/会場)、定員合計600名とした。保護課CWによる生活保護受給世帯への家庭訪問を通して、対象世帯に参加勧奨を行った。 また、参加者の拡大と長期欠席者の防止と併せて、子の職業観を育成など将来展望に繋げることを目的とした座学によらない学習活動や保護者向けの進路相談会を実施した。 | 保健福祉局 総務部 | 保護課 | |
| | | | | | | | | | | | 事業全体の参加者数(実人数) | 489人 | 556人 | 556人 | 720人 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | |
|----|-----------------------|--|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|---------|-------------|----------------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|--------|-----------------|---|---|------------------|---------------|--|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 代 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | | |
| 6 | プレーパーク推進事業 | 子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、子どもが身近な公園等において自分の責任で自由に遊ぶことができるよう、地域住民等が主体的に開催・運営するプレーパークを推進します。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | プレーパークの年間参加者数 | 7,104 | 6,982 | 8239 | 10,100 | ① | ・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、体験型プレーパーク及びイベントブース出展を実施(年間計10回程度)した。加えて子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を実施した(年間24回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施した。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施した。 | ・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、イベントブースの出展を予定(年間計10回程度)。また、体験型プレーパークを年間計5回程度、子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を年間12回程度実施する。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施予定。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会を実施予定。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どもの権利 推進課 | |
| | | | | | | | | | | | | プレーパーク実施団体数 | 10 | 11 | 11 | 15 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 子どもの体験活動の場 支援事業 | 旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、子どもの自立性と社会性を育むことを目的に、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | 「Coミドリ」年間利用者数 | 12335 | 18870 | 31079 | 19000 | ① | プレーパーク(年間165回実施)や多様な体験プログラム(年間64回実施)を提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施。 | プレーパーク(木～日及び市立小学校長期休み期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施予定。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どもの権利 推進課 | |
| | | | | | | | | | | | | 「Coミドリ」年間利用者数 | 12335 | 18870 | 31079 | 19000 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 少年団体活動促進事業 | 子どもの健やかな成長を促進するため、地域や企業と連携して、リーダーシップを養う研修・健全育成事業を実施するほか、異年齢交流などで子どもの主体性・協調性を育む子ども会等少年団体の活発化を図ります。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ジュニアリーダー養成研修及び健全育成事業にて学びや発見を得たと回答した参加者の割合 | - | 95% | 94% | 90% | ① | 市内で活動する少年6団体の新規加入者募集に関する広報として、市内小学校・児童会館・ミニ児童会館に配布される「エコチル」に各団体の告知記事を掲載。市内の児童に対し、広く団体のPRを行った。また、子どもの活動等の中心としてふさわしい資質をもったジュニアリーダーを育成する研修や子ども健全育成に資する体験活動を実施。研修は175回行い、参加者は延べ5,858名であった。様々な体験活動や異年齢交流を行う中で、子ども達の自主性や協調性を高めることができた。 | 様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成しながら、子ども会を始めた少年団体の円滑な活動と活発化を図る。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どもの権利 推進課 | |
| | | | | | | | | | | | | ジュニアリーダー養成研修及び健全育成事業の参加者数 | 6,290人 | 5,480名 | 5,858名 | 7,000人 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 進路探究学習(キャリア教育)推進事業 | 中学校における進路探究学習(キャリア教育)を推進するため、民間企業等と連携し、様々な職業体験や出前講座等を実施します。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | 本事業への参加をきっかけに自分の生き方や進路を考えることができた子どもの割合 | 65% | 52.0% | 90.6% | 90% | ① | ・興味や関心に応じて様々な職業を体験できるようにするために、希望する生徒が複数の講座に参加できるよう事業の見直しを図った。 ・講座一覧が掲載されたチラシを配布することで申込みがしやすくなり、より多くの中学生が本事業に参加できるようになった。 | ・引き続き、希望する生徒が興味や関心に応じて様々な職業を体験できるよう、講座開設の仕組みを工夫する。 ・インターネットを活用した申込方法を採用するとともに、本事業の魅力が伝わり、中学生の興味関心が高まるようなチラシやポスターを作成し、各学校へ配布する。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育課程担当 課 | |
| | | | | | | | | | | | | 本事業に参加した生徒の人数 | - | 871名 | 1,129名 | 1,200名 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 子どもの文化芸術体験事業 | 子どもが優れた文化芸術に触れる機会の充実を図り、創造性を育むことを目的として、小学6年生を対象としたオーケストラ鑑賞事業「Kitaraファースト・コンサート」やミュージカル体験事業「こころの劇場」、小学5年生を対象とした美術館鑑賞や創作活動の体験機会を提供する「ハロー！ミュージアム」等を実施します。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | また文化芸術を鑑賞したいと回答した子どもの割合 | 91 | 90 | 90 | 91 | ① | 「Kitaraファースト・コンサート」を6日間11公演実施し、児童15,635人が参加。「こころの劇場」をhitaruで4日間8公演実施し、児童約13,219人が参加。「ハロー！ミュージアム」を芸術の森美術館等で実施し児童13,509人が参加。このほか「ニッセイ名作シリーズ」や「おとどけアート」を実施した。 | 「Kitaraファースト・コンサート」を6日間11公演実施。「こころの劇場」をhitaruで4日間8公演実施。「ニッセイ名作シリーズ」を4日間8公演実施。このほか「ハロー！ミュージアム」や「おとどけアート」を実施する。 | 市民文化局 文化部 | 文化振興課 | |
| | | | | | | | | | | | | 全校参加型事業における市内市立小学校の参加率平均 | 97 | 97 | 99 | 98 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | さっぽろっ子ウインタースポーツ料金助成事業 | 子どもがスキーやスケートに親しむ機会を創出することを目的として、未就学児を対象としたスキーレンタルセット料金助成、小学生を対象としたスキーリフト料金助成、小中学生を対象としたスケート貸靴料金助成を実施します。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ○ ○ ○ ○ | ウインタースポーツ実施率 | 18.90% | 0.209 | 未確定 (R7.10頃確定予定) | 25% | ① | 【対象:未就学児とその保護者】スキーレンタルセット料金助成(1,500円)721件 【対象:市内全小学生】スキーリフト料金助成(1,000円)17,545件 【対象:市内全小中学生】スケート貸靴料金助成(300円)5,616件 | 未就学児(4・5・6歳)とその保護者を対象としたスキーレンタルセット料金助成(1,500円)721件 市内全小学生を対象としたスキーリフト料金助成(1,000円)、市内全小中学生を対象としたスケート貸靴料金助成(300円)を実施予定。 | スポーツ局 スポーツ部 | スポーツ振興 担当課 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | A P 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | |
|----|----------------------------|---|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|----------------|---------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|---|--|------------------|--------|
| | | | | 期 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 大 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 実績 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | |
| 12 | 新型児童会館整備 | 既存の児童会館及びミニ児童会館(放課後子ども館を含む。)を、小学校(必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設)と併設した児童会館として再整備していきます。 | 継続 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 新型児童会館整備数(竣工) | 15 | 19 | 20 | 26 | ① | 定山渓児童会館の整備を行い、義務教育学校定山渓学園に移転合築した。 | 建築業界の人材確保難等により、工事の開始時期が当初の設計より遅れたため、新型整備児童会館のしゅん工は0となる予定。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子ども企画課 |
| 13 | 札幌市民間児童育成会運営補助 | 保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。 | 継続 | | | | | | | | | 放課後児童支援員指導員研修満足度 | 94% | 94% | 82% | 95% | | 公的整備前から継続している民間児童育成会39団体及び新規認定した民間児童育成会3団体への助成を行った。 | 公的整備前から継続している民間児童育成会38団体及び新規認定した民間児童育成会4団体への助成を行う。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子ども企画課 |
| 14 | 児童会館、ミニ児童会館 | 児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象 | 継続 | | | | | | | | | 児童会館・ミニ児童会館利用者数 | 3,304,676人 | 3,792,110人 | 4,087,865人 | 3,900,000人 | | 児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団で遊びを通じて地域における児童の交流をいっそう深めることを目的に、下記の取組を実施した。 ○各種集い(工作会・スポーツ大会・鑑賞会・読み聞かせ等) ○クラブ活動(音楽・ダンス・スポーツ等児童の要望にあったクラブ) ○学習支援活動(小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル「学習レシピ」の活用等) ○長期休業期間中の宿題タイム ○子ども運営委員会(子どもたちが児童会館の運営に関わる取組) | 引き続き、児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団で遊びを通じて地域における児童の交流をいっそう深めることを目的に、下記の取組を実施する。 ○各種集い(工作会・スポーツ大会・鑑賞会・読み聞かせ等) ○クラブ活動(音楽・ダンス・スポーツ等児童の要望にあったクラブ) ○学習支援活動(小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル「学習レシピ」の活用等) ○長期休業期間中の宿題タイム ○子ども運営委員会(子どもたちが児童会館の運営に関わる取組) | 子ども未来局 子ども育成部 | 子ども企画課 |
| 15 | 放課後子ども教室 | 児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。 | 継続 | | ○ | ○ | | | ○ | | | 実施館数(各年度4月時点) | 3館 | 3館 | 3館 | 3館 | ③ | 児童会館やミニ児童会館を利用しにくい地域において、PTAや町内会などの参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、安心して活動できる場を確保した。(計3館) ○コッポンオリ教室 ○西こども館～PEACE～ ○とよたきこども館 | 引き続き、放課後子ども教室3館を継続実施する。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子ども企画課 |
| 16 | ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業【再掲2-①】 | ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。 | 継続 | | | | | | | | | 年間参加児童数(延べ人数) | 2484 | 3322 | 3635 | 4000 | ① | 市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び令和6年度からは兄姉に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身につけさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感の解消に努めた。原則週1回、2時間程度行った。 | 市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び令和6年度からは兄姉に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身につけさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。原則週1回、2時間程度行つた。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| | | | | | | | | | | | | 登録児童数 | 191 | 210 | 228 | 260 | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | |
|-----------------------------------|----------------|--|---------|-------|-----|-----|-----|-------|----|--------|--|---------------|--------------|--------------|---------------|-----------------|--|--|-------------------|------------|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | 若者 | | ①AP事業目標 | 当初値R4(2022)年度 | R5(2023)年度実績 | R6(2024)年度実績 | 目標値R9(2027)年度 | 設定指標 | | 局/部 | 課 | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | ③(AP以外)指標 | | | | |
| 施策3-① 安心して出産・子育てをするための生活支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 産後のママの健康サポート事業 | 産後の心身の状態を把握し、産後うつの予防や早期発見のため、出産後間もない時期の産婦に対して健康診査の費用の一部を助成し、必要な支援につなげます。 | 新規 | ○ | | | | | | ○ | 産婦健診で産後うつのリスクのあると認められる産婦について、病院から情報提供を受け、支援につなげた | — | 実績なし | 100 | 100% | ① | 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対し、健康診査の費用を助成し、必要な支援につなげた。 | 産後2週間及び1か月の産婦健康診査の費用について引き続き費用助成を実施する。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 |
| 2 | 産後ケア事業 | 一定の要件を満たす産婦に対し、施設への宿泊または日帰りで育児に関する助言等の実施や休養の機会を提供します。新たに、利用者の居宅でケアを提供するアウトリーチ型の支援を実施します。 | 拡充 | ○ | | | | | | ○ | 不安を抱える産婦のうち、産後ケア事業を利用したことにより不安が軽減された方の割合 | 9.2% | 20.9% | 49.7% | 46% | ① | 産後1年未満の産婦と乳児を対象に、施設又は自宅において助産師等による健康管理や育児指導等の産後ケアを実施した。令和6年10月から新たに訪問型を開始するとともに、利用要件を撤廃し、誰もが利用できるユニバーサルサービスとした。 | 産後1年未満の産婦と乳児を対象に、施設又は自宅において助産師等による健康管理や育児指導等の産後ケアを実施する。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 |
| 3 | 病児・病後児保育事業 | 子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児を保育する施設を拡大します。 | 拡充 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 利用申込人数に対する、実際に受け入れできた人の割合 | 58% | 60% | 78.0% | 85% | ① | ・病気の子どもを預かる病児対応型施設6施設、病気回復期の子どもを預かる病後児対応型施設1施設の実施。 ・さらなる施設数の増加に向けて、医療機関に対して新規開設に向けた打診を行う。 ・ネット予約サービスの開始 ・病児・病後児保育の事業ポスターやチラシを配布し、事業の周知を行う。 | ・病気の子どもを預かる病児対応型施設6施設、病気回復期の子どもを預かる病後児対応型施設1施設の実施。 ・医療機関に新規開設を打診したが、新規開設には至っていない。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 施設運営課 |
| 4 | 保育人材の確保 | 「保育人材支援センターさぼ笑み」の運営や保育支援者配置補助事業、一時金給付事業の実施などによる保育人材確保に向けた取組の充実を図ります。 | 拡充 | ○ | | | | | ○ | ○ | 保育士人材確保支援により就労する保育士等の数(年間) | 450 | 919 | 982 | 500 | ① | ・保育士等の求職者と保育施設のマッチング等を行う「札幌市保育人材支援センターさぼ笑み」を運営。 ・勤続年数(3・6・9年)に応じた一時金を保育士等に支給。 ・認可保育所等に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助。 ・保育施設が新卒者等に支給する就職支援手当について、その一部を補助。 | ・保育士等の求職者と保育施設のマッチング等を行う「札幌市保育人材支援センターさぼ笑み」を運営。 ・勤続年数(3・6・9年)に応じた一時金を保育士等に支給。 ・認可保育所等に対し、保育支援者の配置に要する費用の一部を補助。 ・保育施設が新卒者等に支給する就職支援手当について、その一部を補助。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 保育推進課 |
| 5 | 妊婦一般健康診査 | 妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票(全14回)を交付し、妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。 | 継続 | ○ | | | | | | | 妊婦健診14回の延べ受診件数 | 129,835 | 121,503 | 113,938 | — | — | 札幌市に住所を有するすべての妊婦を対象として実施 | 前年度と同規模の実施 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 |
| 6 | 助産施設 | 助産施設では、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に、助産を受けさせることにより、安全で衛生的な出産を保証します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | ○ | 助産施設運営費補助の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ① | 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申し込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施した。 | 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申し込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施する。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援推進担当課 |
| 7 | 子育てサロン | 子育て家庭の孤立や不安解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置・運営します。 | 継続 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | 子育てサロン利用者数(年間) | 305,100人 | 330,244人 | 363,866人 | 339,157人 | ① | ・多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行つた。 ・訪問型子育て支援(ホームスター事業)を継続して実施した。 | ・引き続き、多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行う。 ・令和7年度4月より、地域子育て支援拠点のうち2拠点が開催日を週3から週5に変更。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援推進担当課 |
| 8 | 私立保育所等整備補助事業 | 私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | ○ | 待機児童数(国定義) | 0 | 0 | 0 | 0 | ① | 令和6年度私立保育所等の整備件数 5件 【内訳】 ・保育所改築 1件 ・幼保連携型認定こども園への移行 4件 | 令和7年度私立保育所等の整備件数 9件 【内訳】 ・保育所等の改築 4件 ・幼保連携型認定こども園への移行 5件 | 子ども未来局 子育て支援部 | 保育推進課 |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | AP掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | |
|----|-------------------|--|---------|------|-----|-----|-----|-------|--------|--------------------------------|---------|---------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|--|---|------------------|----------------|
| | | | | 妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | | 若者 | 保護者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度実績 | R6 (2024) 年度実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | |
| | | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | |
| 9 | 休日保育 | 保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜、祝日に保育を実施します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ③ | 【公立保育園】ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】元町にこにこ保育園、青葉興正こども園、認定こども園北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、 【私立小規模保育事業A型】ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室 | 【公立保育園】ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】元町にこにこ保育園、青葉興正こども園、認定こども園北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、 【私立小規模保育事業A型】ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室 | 子ども未来局 子育て支援部 | 施設運営課 |
| 10 | 夜間保育事業 | 就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | | | | | | | — | 札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市二十四軒南保育園 | 札幌市大通保育園、札幌市しせいかん保育園、札幌市二十四軒南保育園 | 子ども未来局 子育て支援部 | 施設運営課 |
| 11 | 時間外保育事業 | 私立認可保育所等が開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | 時間外保育の利用可能率 | 100% | 100% | 100% | 100% | | ① | 令和6年度は544施設(公立保育所・認定こども園18、私立認可保育所・認定こども園392、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所130、公設民営地域型保育事業所1)で実施。 | 令和7年度は540施設(公立保育所・認定こども園18、私立認可保育所・認定こども園390、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所128、公設民営地域型保育事業所1)で実施予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 施設運営課 |
| 12 | 一時預かり事業 | 認可保育施設での一時預かりを実施します。(一般型保育所タイプ・一般型幼稚園タイプ・幼稚園型) | 継続 | ○ | | | | | ○ | 利用可能率 | 100% | 100% | 100% | 100% | | ① | 保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、認可保育施設での一時預かり事業を586施設(一般型保育所タイプ103施設、一般型幼稚園タイプ199施設、幼稚園型284施設)で実施。 | 保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、認可保育施設での一時預かり事業を591施設(一般型保育所タイプ174施設、一般型幼稚園タイプ207施設、幼稚園型310施設)で実施予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 施設運営課 |
| 13 | 保育所等の利用調整 | 未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ③ | 未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点した。 | 未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点を継続する。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 保育推進課 |
| 14 | 市立幼稚園預かり保育事業 | 市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | 安心して預かり保育を利用できることができると感じる家庭の割合 | 56.6% | 56.6% | 79.7% | 100% | | ① | ・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。 ・実践の質向上のため、預かり保育士の研修機会を創出。 | ・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。 ・実践の質向上のため、預かり保育士の研修を年2回実施。 | 教育委員会 学校教育部 | 幼児教育担当課 |
| 15 | 保育施設職員等への研修実施 | 保育所等の職員を対象とした研修の実施により、市民の保育ニーズの多様化に対応できるよう保育関係者の資質の向上を図ります。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | 保護者や市民に対する預かり保育や子育てに関する内容の啓発回数 | 2回/年 | 2回/年 | 5回/年 | 10回/年 | | ③ | 以下の研修を実施。 ・札幌市保育所職員研修会(年7回) ・地域型保育事業所職員研修会(年3回) ・札幌市障がい児保育研修会(年5回) ・認可保育所等給食業務関係職員研修会(年2回) ・認可外保育施設職員研修会(年4回) | 以下の研修を実施予定。 ・札幌市保育所職員研修会(年7回) ・地域型保育事業所職員研修会(年3回) ・札幌市障がい児保育研修会(年5回) ・認可保育所等給食業務関係職員研修会(年2回) ・認可外保育施設職員研修会(年4回) | 子ども未来局 子育て支援部 | 指導担当課 施設運営課 |
| 16 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育ての支援を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。 | 継続 | ○ | ○ | | | | ○ | ファミリー・サポート・センター事業の利用登録会員数 | 16,859人 | 17,823人 | 18,208人 | 20,800人 | | ① | ・「さっぽろ子育てサポートセンター事業」及び「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施。 ・各区のこそだてインフォメーションにおいて、病児・病後児保育事業とあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施するほか、病児・病後児保育事業のWeb予約システム案内を行う予定。 | ・引き続き、「さっぽろ子育てサポートセンター事業」及び「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施予定。 ・各区のこそだてインフォメーションにおいて、上記2事業の一元的な事前利用登録の受付を実施するほか、病児・病後児保育事業のWeb予約システム案内を行う予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援推進担当課 |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | 所管 | | | | |
|----|---------------------------|---|---------|-------|-----|-----|-----|-------|----|------------|---|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|------|---|--|------------------|--------|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | 若者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | |
| 17 | 子育て短期支援事業 【子どもショートステイ】 | 児童を養育している家庭の保護者が、病気、出産や育児疲れ等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ③ | 市内7事業者に委託し、実施した。 実施施設:(実施施設:児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院)、フォスターングセンター1施設 | 市内7事業者に委託し、実施予定。 実施施設:(実施施設:児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院)、里親支援センター1施設(興正里親支援センター) | 子ども未来局 児童相談所 | 地域連携課 | | | | | | |
| 18 | 札幌市民間児童育成会運営補助 【再掲2-③】 | 保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 放課後児童支援員指導員研修満足度 放課後児童支援員指導員研修受講者数 | 94% 131人 | 94% 260人 | 82% 266人 | 95% 240人 | ① | 公的整備前から継続している民間児童育成会39団体及び新規認定した民間児童育成会3団体への助成を行った。 | 公的整備前から継続している民間児童育成会38団体及び新規認定した民間児童育成会4団体への助成を行う。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子ども企画課 |
| 19 | 児童会館、ミニ児童会館 【再掲2-③】 | 児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団で遊びを通じて地域における児童の交流をいっそう深めることを目的に、下記の取組を実施した。 ○各種集い(工作会・スポーツ大会・鑑賞会・読み聞かせ等) ○クラブ活動(音楽・ダンス・スポーツ等児童の要望にあったクラブ) ○学習支援活動(小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル「学習レシピ」の活用等) ○長期休業期間中の宿題タイム ○子ども運営委員会(子どもたちが児童会館の運営に関わる取組) | 児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団で遊びを通じて地域における児童の交流をいっそう深めることを目的に、下記の取組を実施する。 ○各種集い(工作会・スポーツ大会・鑑賞会・読み聞かせ等) ○クラブ活動(音楽・ダンス・スポーツ等児童の要望にあったクラブ) ○学習支援活動(小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル「学習レシピ」の活用等) ○長期休業期間中の宿題タイム ○子ども運営委員会(子どもたちが児童会館の運営に関わる取組) | 子ども未来局 子ども育成部 | 子ども企画課 | | | | | | |
| 20 | 放課後子ども教室 【再掲2-③】 | 児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ③ | 児童会館やミニ児童会館を利用しにくい地域において、PTAや町内会などの参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、安心して活動できる場を確保した。(計3館) ○コッパンオリ教室 ○西こども館～PEACE～ ○とよたきこども館 | 児童会館やミニ児童会館を利用しにくい地域において、PTAや町内会などの参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、安心して活動できる場を確保する。(計3館) ○コッパンオリ教室 ○西こども館～PEACE～ ○とよたきこども館 | 引き続き、放課後子ども教室3館を継続実施する。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子ども企画課 | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | AP掲載有無 | 指標 | | | | | 所管 | | | | | |
|---------------------------------|--------------------|---|---------|-------|-----|-----|-----|-------|--------|---------|-----------------------|---|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|---|-----------------------|-------|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度実績 | R6 (2024) 年度実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | | | |
| | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | |
| 施策3-② 保護者の就労の安定や自立に関する支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 生活困窮者自立支援事業【再掲1-②】 | 生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口(生活就労支援センターステップ)を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNS相談や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。 | 拡充 | | | | | | ○ | ○ | ○ | (自立)自立相談支援機関の年間新規相談件数 (家計)年間新規相談支援件数 | (自立)11,746人 (家計)102人 | (自立)6,279人 (家計)155人 | (自立)5,218人 (家計)176人 | (自立)6,400人 (家計)160人 | ① | 自立相談支援機関(ステップ)における令和6年度新規相談件数は、自立相談支援4,347人、家計改善支援176人となっており、自立相談支援機関(JOIN)における令和6年度新規相談件数は、自立相談支援871人となっている。 ステップでは、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施している。 また、ステップの相談支援は、全市を1カ所の事業所で対応しているが、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和6年度は147回開催した。 | 保健福祉局 総務部 | 保護課 |
| 2 | 就労ボランティア体験事業 | 直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者または生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。令和6年度以降は、活動の場の充実を図ります。 | 拡充 | | | | | | ○ | ○ | ○ | (自立)出張相談会の年間相談 (家計)ステップ出張相談会への年間参加回数 | (自立)189人 (家計)- | (自立)939人 (家計)0回 | (自立)770人 (家計)3回 | (自立)1400人 (家計)10回 | | ステップ及びJOINにて引き続き相談を受け付けるほか、ステップにおいては市内各所での出張相談会の開催、SNSの活用及び生活サポート総合相談会を開催するとともに、出張相談会については開催回数を増やす等により、まだ支援につながっていない生活困窮者の掘り起しを行う。 | | |
| 3 | 育児休業等取得助成金事業 | 札幌市ワーク・ライフ・バランスplusの企業認証を受けている企業のうち従業員数300人未満の企業が、育児休業取得者の代替要員を雇用した場合や、子の看護休暇を有給制度として改正し従業員が利用した場合などに支給する助成金を拡充します。 | 拡充 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 事業参加を通してほかの就労支援事業へ移行もしくは就労した方 | 36 | 21 | 54 | 40 | ② | 一般就労に向けた知識の習得や社会的能力の形成を促すため、協力事業所等での就労体験やボランティア活動を行ったほか、ビジネスマナー・パソコン操作、模擬面接や履歴書添削等の各種セミナー等を実施した。また、参加者のニーズにあった受入先確保のため、支援員を1名増員して協力事業者の開拓を強化した。 ・事業参加者数:104名(延べ参加人数2,286名) ・就労支援事業へ移行もしくは就労した人数:54名(他事業へ移行40名、就労14名) ・各種セミナー等参加者数(延べ参加人数):631名 ・協力事業所数:167か所(24か所増) | 保健福祉局 総務部 | 保護課 |
| 4 | 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 | 子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性を支援する女性向け就労支援窓口「ニコシェルジュSAPPORO」を運営します。 | 継続 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人数(累計) | 311人 | 334人 | 762人 | 2050人 | | ・就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人数:762人(累計) ・新規登録者数:1,624人 | | |
| 5 | ワークトライアル事業 | 概ね50歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員就職を支援します。 | 継続 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 事業参加者の正社員就職率 | 70% | 62.9% | 59% | 70% | ① | 参加者数:135名 正社員就職率:58.5%(79名) 就職率(非正規等含む):70.4%(95名) | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 | 雇用労働課 |
| 6 | 生活保護 | 生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 参加者数 | 130人 | 143人 | 135人 | 140人 | | 【R7.3月時点の生活保護の実施状況】 ・被保護世帯数:57,785世帯 ・被保護人員数:71,099人 ・教育扶助受給人員数:3,426人 ・保護率:36.2% | | |
| 7 | 就労支援相談員 | 区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。 | 継続 | | | | | | ○ | ○ | ○ | 設定困難 | | | | — | — | 全区で30名を配置。就労可能な生活保護受給者に対し、職業相談、求人情報の収集及び提供等を行った。 【実績】 ・相談件数1,486件 ・就職者数701件 ・就職率47.1% | 保健福祉局 総務部 | 保護課 |
| | | | | | | | | | | | | 設定困難 | | | | — | | 前年度同様実施を予定 | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | |
|----------------------------|--------------------|---|---------|------|-----|-----|-----|-------|------------|---|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------|--|--|--|------------------|--------|
| | | | | 妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度実績 | R6 (2024) 年度実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | |
| | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | ③(AP以外)指標 | | | | | |
| 施策3-③ 子育て家庭を支える経済支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 産前産後期間の国民健康保険料免除制度 | 次世代育成支援の観点から、国民健康保険被保険者が出産した際、産前産後の国民健康保険料を一定期間免除します。 | 新規 | ○ | | | | | | | | | | | — | 対象被保険者からの届出および出産育児一時金連名簿からの情報による職権適用により保険料軽減を実施。 【令和6年度実施状況】(令和6年度決算時点) 軽減対象者数:799人 軽減金額:14,678千円 | 子育て世帯の負担軽減および次世代育成支援の観点から、令和6年度に引き続き令和7年度においても、国民健康保険被保険者が出産した際、産前産後の保険料を軽減する。 | 保健福祉局 保険医療部 | 保険企画課 | |
| 2 | 子ども医療費助成 | 小学生以下の入院・通院及び中学生の入院に係る医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年4月以降、段階的に、高校3年生まで助成対象を拡大します。 | 拡充 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 子どもも医療費助成の助成対象の拡大 | 小学6年生 | 小学6年生 | 中学3年生 | 高校3年生 | — | ① | 中学生までの子どもに係る医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を助成。 ・助成件数 2,674,678件 ・助成金額 5,402,463千円 | 令和7年4月から高校生年代を助成対象に追加し、高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)までの子どもに係る医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を助成。 | 保健福祉局 保険医療部 | 保険企画課 |
| 3 | ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院に係る医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年8月からは、新たに生計維持者が住民税非課税の親の通院に係る医療費の助成を実施します。 | 拡充 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ひとり親家庭等医療費助成の助成対象の拡充(親通院) | 親入院のみ | 親入院のみ | 親入院・非課税世帯の親通院 | 親入院・非課税世帯の親通院 | — | ① | ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を助成。 生計維持者が住民税非課税の場合の親については、令和6年8月から、これまでの入院・訪問看護に加え、通院に係る医療費も助成対象とした。 なお、生計維持者が住民税課税の場合の親については、引き続き入院・訪問看護のみ助成。 ・助成件数 310,661件 ・助成金額 788,126千円 | ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を助成。 ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費のうち、保険診療の自己負担額の一部を助成。(生計維持者が住民税課税の場合の親の通院を除く) | 保健福祉局 保険医療部 | 保険企画課 |
| 4 | 第2子以降の保育料無償化事業 | 特定教育・保育施設等を利用している多子世帯の保育料を軽減するため、同時入所要件を撤廃し、世帯の所得や子の年齢差によらず、第2子以降の保育料無償化を実施します。 | 拡充 | | ○ | | | | ○ | 世帯年収による同時入所要件を撤廃し、上の子の年齢・施設利用有無に関係なく第2子の保育料を無償化 | — | — | 実施 | 実施 | — | ① | 令和6年度より、認可保育所等の保育料について世帯年収による同時入所要件を撤廃し、子の年齢差・施設利用有無に関係なく第2子以降の無償化を実施した。 | 令和6年度と同様に実施予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 保育推進課 |
| 5 | 児童手当 | 子育て家庭等の生活安定と児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に手当を支給します。 | 拡充 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 保育料軽減の対象となる世帯数 | 6700人 | 6681人 | 7452人 | 7300人 | — | — | ① ① 15歳到達後最初の年度末までの児童を養育する父母等に手当が支給される。 手当額は3歳未満の児童は一律15,000円、3歳～小学校終了前の児童は第1・2子は10,000円・第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の該当者は一律5,000円(R4.6分手当以降)。 所得上限限度額以上の該当者は資格消滅により支給なし(R4.6分手当以降)。 ※施設入所等児童の場合は3歳未満一律15,000円、それ以外は一律10,000円。 R6.10月分手当から法改正あり。内容は以下のとおり。 (1)所得制限の撤廃 (2)支給対象を18歳到達後最初の年度末までの児童に、要件児童を22歳到達後の最初の年度末までの児童に延長 (3)第3子以降の手当を中学生未満月15,000円から年齢を問わず月30,000円に増額 (4)支給回数を年3回から年6回に増加 | 令和6年度(法改正後)と同様に実施予定。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| 6 | 住宅確保要配慮者居住支援事業 | 子どもを養育している方や高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサポートします。 | 拡充 | | | | | | ○ | 居住支援窓口利用者の課題改善への寄与度 | 85.3% | 86.7% | 93.7% | 90% | — | ① | ・居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」を運営した。 ・行政・福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、総合的な支援を実施した。 ・イベント等を通じて「みな住まいの札幌」や居住支援協議会の活動を周知した。 | ・居住支援相談窓口「みな住まいの札幌」を運営する。 ・行政・福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、総合的な支援を実施する。 ・イベント等を通じて「みな住まいの札幌」や居住支援協議会の活動を周知する。 | 都市局 市街地整備部 | 住宅課 |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | 設定指標 | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|---|---------|-----------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|--------|-------------|---------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-------|-----------------|--|---|---|--------------------------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | 期 妊娠出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 代 高 校 生 年 | 若 者 | 保 護 者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業【再掲1-①】 | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図ります。 | 継続 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | 妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率 | - | 100% | 100% | 100% | ① | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図った。 | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図る。 | 子ども未来局 母子保健担当部 | 母子保健担当課 | | | | | |
| 8 | 特別児童扶養手当 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 | 継続 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 妊婦訪問実施率 | 33.5 | 41.0% | 42.0% | 42.0% | | | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいを有する児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図った。 手当支給額:1級(重度)月額55,350円、2級(中度)月額36,860円(令和6年4月1日現在) | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいを有する児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 手当支給額:1級(重度)月額56,800円、2級(中度)月額37,830円(令和7年4月1日現在)。 | 保健福祉局 障がい福祉課 | | | | | |
| 9 | 障害児福祉手当 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 | 継続 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 設定困難 | | | | - | — | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図った。 手当支給額:月額15,690円(令和6年4月1日現在)。 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 手当支給額:月額16,100円(令和7年4月1日現在)。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 | 障がい福祉課 | | | | | |
| 10 | 小児慢性特定疾病医療費支給 | 小児慢性特定疾患有かっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。 | 継続 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 設定困難 | | | | - | — | 令和6年度末時点の小児慢性特定疾患有者は2,120名。 対象者の所得や治療状況に応じて、医療費助成を実施。 | 昨年度と同様に医療費助成を実施する。また、申請や各種相談等は各区保健センターにて実施。 | 保健福祉局 保健所 | 健康管理課 | | | | | |
| 11 | 認可外保育施設等利用給付事業 | 国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の返付による利用料の給付を行います(給付額上限あり)。 | 継続 | | ○ | | | | | ○ | | 設定困難 | | | | - | — | 国が基準に基づき、認可外保育施設等を利用した方を対象に、利用料の一部を償還払いの方法で給付した。 | 令和6年度と同様に、国の基準に基づき、認可外保育施設等を利用した方を対象に、利用料の一部を償還払いの方法で給付する。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 保育推進課 | | | | | |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付事業 | 保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯等に助成します。 | 継続 | | ○ | | | | | ○ | ○ | 対象世帯への給付の実施率 | 100% | 100% | 100% | 100% | ① | 世帯の状況に応じた円滑な教育・保育を実施することで、子どもを産み育てやすい環境促進を図る。 R6補助対象実績:1335人 | 引き続き、世帯の状況に応じた円滑な教育・保育を実施することで、子どもを産み育てやすい環境促進を図る。 R7補助対象人数見込み:1287人 | 子ども未来局 子育て支援部 | 施設運営課 (教材費部分) 保育推進課 (副食費部分) | | | | | |
| 13 | 学校給食費負担軽減事業 | 昨今の物価高騰を踏まえ、子育て世帯への支援として、学校給食費の負担軽減を継続します。 | 継続 | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | 設定困難 | | | | - | — | 食材価格の高騰分を公費で負担することで、給食費を据え置いた。 | 食材価格の高騰分を公費で負担することで、給食費を据え置く。 | 教育委員会 学校支援担当部 | 学校給食課 | | | | | |
| 14 | 未就学児に対する国民健康保険料軽減制度 | 未就学児(小学校入学前の方)の国民健康保険料について、年度を通じて均等割額を5割軽減します。 | 継続 | | ○ | | | | | ○ | | 設定困難 | | | | - | — | 国民健康保険に加入している未就学児の保険料について、均等割額の5割軽減を実施。 【令和6年度実施状況】(令和6年度決算時点) 軽減対象者数:7,686人 軽減金額:39,763千円 | 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和6年度に引き続き、令和7年度においても、未就学児の保険料について均等割額を5割軽減する。 | 保健福祉局 保険医療部 | 保険企画課 | | | | | |
| 15 | 市営住宅への優先入居 | 市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるような優遇措置、子育て家庭や若者夫婦世帯に配慮した募集を行います。令和6年度からは、単身人居の対象者に児童養護施設退所者等を加えるほか、当選確率を高める優遇対象に若者夫婦世帯、小さな子どものいる世帯を追加します。 | 継続 | | | | | | ○ | ○ | | 子育て家庭に配慮した募集 | 25戸 | 48戸 | 58戸 | 30戸 | ③ | 令和6年度においても当選確率が高まる優遇制度(一般世帯比3倍)を実施した。 また、ひとり親世帯、18歳未満の子が3人以上いる世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯に対し、募集する住宅の一部(専用申込枠)を割り当て、優先的に選考する制度を実施した。 | 令和7年度においても、抽選優遇及び募集する住宅の一部を割り当てる優遇制度を実施するほか、修繕戸数の増加を図り、割り当て住宅数を確保する。 | 都市局 市街地整備部 | 住宅課 | | | | | |
| 16 | 生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) | 離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。 | 継続 | | | | | | ○ | ○ | | 支給決定件数 | 759件 | 217件 | 127件 | - | ③ | コロナ禍において、新規相談件数、支給決定件数がともに大きく増加。コロナの5類移行後は減少傾向であるが、コロナ前と比較すると新規相談・支給決定件数は高止まりの状況。令和6年度は、新規相談件数が807件、うち支給決定件数が127件となつた。 | 令和7年度も、引き続き多くの申請が見込まれる。また、これまでの家賃相当額の補助に加え、新たに転居費用相当額の補助も対象となる。今後も省令に則り、事業を実施していく。 | 保健福祉局 総務部 | 保護課 | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---|---------|-------|-----|-----|-----|------|----|--------|---|---------------|--------------|--------------|---------------|-----------------|--|---|--------------|--------|------|--|--|---|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年 | 若者 | | ①AP事業目標 | 当初値R4(2022)年度 | R5(2023)年度実績 | R6(2024)年度実績 | 目標値R9(2027)年度 | 設定指標 | | 局/部 | 課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | ③(AP以外)指標 | | | | | | | | |
| 施策4-① 社会的養護を必要とする子どもへの支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 里親委託の推進 | 里親委託の推進に向けた取組として、里親制度の普及啓発、登録里親数の増、研修・訪問支援等による里親養育の質の向上等に取り組みます。各支援機関と連携し、訪問等により里親への支援を強化します。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 里親等委託率(要保護児童のうち、里親・FHへ委託される児童の割合) | 37.5% | 39.1% | 42.1% | 45.0% | ① | ○3か所の民間フォースターリング機関への事業委託等により以下の事業を実施 ・普及啓発事業 札幌市里親促進フォーラム(1回)、里親新規登録研修(8回)、専門里親新規登録研修(1回)、里親更新研修(3回) ・レベルアップ研修(8回) ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等 | ○里親支援センター1カ所と2か所の民間フォースターリング機関への事業委託等により以下の事業を実施 ・普及啓発事業 札幌市里親促進フォーラム(1回)、里親新規登録研修(3回)、専門里親新規登録研修(1回)、里親更新研修(2回) ・レベルアップ研修(10回) ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等 | 子ども未来局児童相談所 | 家庭支援課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 里親登録数(事業目標達成のためリクルート等により達成すべき数値) | 411組 | 452組 | 479組 | 561組 | | ○支援計画において就職を希望した者の就職率(累計) | 95% | 95% | 95% | 96% | ○自立支援計画の策定や生活・就労に関する相談支援を実施した。施設に引き続き居住するための居住等支援については、児童自立生活援助事業に統合された。 | ○自立支援計画の策定や生活・就労に関する相談支援は令和6年度で終了し、社会的養護自立支援拠点事業へ移行する予定。 | |
| | | | | | | | | | | | 支援計画策定数(実人数、累計) | 53人 | 97人 | 104 | 293人 | | ○新たな基本計画(第4次強化プラン)の策定 | 検討 | 検討 | 検討 | 運用 | ① | 児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | 新たな基本計画策定に向け、令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等について、第三者評価の活用により検証を行う予定。 |
| 2 | 社会的養護自立支援事業 | 20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された方等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合に、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施します。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 支援計画において就職を希望した者の就職率(累計) | 95% | 95% | 95% | 96% | ① | ○支援計画策定数(実人数、累計) | 53人 | 97人 | 104 | 293人 | ○自立支援計画の策定や生活・就労に関する相談支援は令和6年度で終了し、社会的養護自立支援拠点事業へ移行する予定。 | ○自立支援計画の策定や生活・就労に関する相談支援は令和6年度で終了し、社会的養護自立支援拠点事業へ移行する予定。 | |
| | | | | | | | | | | | ○新たな基本計画(第4次強化プラン)の策定 | 検討 | 検討 | 検討 | 運用 | | ○新たな基本計画(第4次強化プラン)の策定 | 検討 | 検討 | 検討 | 運用 | | ○児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | 新たな基本計画策定に向け、令和7年度における東部児童相談所の移転開設効果や北部担当部長の設置効果等について、第三者評価の活用により検証を行う予定。 |
| | | | | | | | | | | | ○家庭的養育環境の割合 | 80% | 89% | 89% | 87.4% | | ○児童養護施設の小規模化・地域分散化実施数 | 14件 | 16件 | 16件 | 18件 | ① | ○令和6年度は、整備対象施設がなかったため、補助を実施しなかった。 | ○地域小規模児童養護施設1施設開設 |
| 3 | 児童相談体制の強化【再掲1-②】 | 第3次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。 また、同プランに基づき、専門職を計画的に配置するほか、第二児童相談所を設置します。 | 拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○新たな基本計画(第4次強化プラン)の策定 | 検討 | 検討 | 検討 | 運用 | ① | ○児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | ○児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | ○子ども未来局児童相談所 | ○地域連携課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○新たな基本計画(第4次強化プラン)の策定 | 検討 | 検討 | 検討 | 運用 | | ○児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | ○児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○家庭的養育環境の割合 | 80% | 89% | 89% | 87.4% | | ○児童養護施設の小規模化・地域分散化実施数 | 14件 | 16件 | 16件 | 18件 | ○児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | ○児童福祉司及び児童心理司の増員を図ったほか、東部児童相談所(第二児童相談所)の設置に向けた整備を進めた。 | |
| 4 | 社会的養護体制整備事業 | 児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○体制強化事業を活用した施設数(単年) | 20 | 18 | 20 | 34 | ① | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○子ども未来局児童相談所 | ○地域連携課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○体制強化事業を活用した施設数(単年) | 20 | 18 | 20 | 34 | | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○設定困難 | — | — | — | — | | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | | | | | | |
| 5 | 児童養護施設等体制強化事業 | 社会的養護が必要な児童の受け皿を安定的に確保するために、児童養護施設等で働く職員の雇用にかかる経費等を補助し、業務軽減や人材確保を図ります。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○体制強化事業を活用した施設数(単年) | 20 | 18 | 20 | 34 | ① | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○子ども未来局児童相談所 | ○地域連携課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○体制強化事業を活用した施設数(単年) | 20 | 18 | 20 | 34 | | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○設定困難 | — | — | — | — | | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | | | | | | |
| 6 | 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業【再掲2-②】 | 児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む。)が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します(支給期間1年間)。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | — | — | — | — | — | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | ○子ども未来局児童相談所 | ○地域連携課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | — | — | — | — | | ○児童指導員になる人材の確保やケニアーズの高い児童への支援のために人材を雇用する事業者に対し、その雇用経費を補助した。 | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | |
|----|--------|------|---------|------|-----|-----|-----|-----|----|------------|---------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------|-----------------|-----------------|----|--|
| | | | | 妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度実績 | R6 (2024) 年度実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | ③(AP以外)指標 | | | | | |

施策4-② ひとり親家庭への支援

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|---|----|-----------------|----------------------------------|-------|-------|---------------|---------------|---|--|---|------------------|--------|
| 1 | ひとり親家庭等医療費助成【3-③再掲】 | ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院に係る医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。令和6年8月からは、新たに生計維持者が住民税非課税の親の通院に係る医療費の助成を実施します。 | 拡充 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | ひとり親家庭等医療費助成の助成対象の拡充(親通院) | 親入院のみ | 親入院のみ | 親入院・非課税世帯の親通院 | 親入院・非課税世帯の親通院 | ① | ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費自己負担分の一部を助成。 生計維持者が住民税非課税の場合の親については、令和6年8月からこれまでの入院・訪問看護に加え、通院に係る医療費も助成対象とした。 なお、生計維持者が住民税課税の場合の親については、引き続き入院・訪問看護のみ助成。 ・助成件数 310,661件 ・助成金額 788,126千円 | ひとり親家庭または両親のいない家庭の子と、その子を扶養している親に係る医療費自己負担分の一部を助成。 生計維持者が住民税非課税の場合の親については、令和6年8月からこれまでの入院・訪問看護に加え、通院に係る医療費も助成対象とした。 なお、生計維持者が住民税課税の場合の親については、引き続き入院・訪問看護のみ助成。 ・助成件数 310,661件 ・助成金額 788,126千円 | 保健福祉局 保険医療部 | 保険企画課 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ひとり親家庭等養育費確保支援事業 | ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の決めや保証にかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。さらに、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助します。 | 拡充 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 当事業を利用して公正証書等の作成や、強制執行の申し立てをした件数 | 183 | 206 | 211 | 228 | ① | ・養育費の決めや保証等に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保に関する支援を実施した。さらに、R6年12月より、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部補助も開始した。 (補助実績) ・養育費の協議に係る裁判外紛争解決手続き(ADR)の利用 0件 ・公正証書等の債務名義の作成 210件 ・養育費に係る保証契約の締結 1件 ・強制執行申立て 0件 | ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の決めや保証、強制執行手続きにかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援する。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 母子生活支援施設運営 | 生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。また、支援の実施にあたり、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。 | 拡充 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 母子保護の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ③ | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設を活用した。 R6年度入所世帯数(月累計※): 794世帯 ※1年間継続入所の世帯は、1世帯×12か月=12世帯としてカウン | 生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設を活用する。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | ひとり親家庭自立支援給付金事業 | ひとり親家庭の就業による経済的自立を促進するため、教育訓練機関受講時にかかる授業料等の一部に対する給付金の支給 ・養成機関受講中の生活負担軽減のための給付金の支給 ・高等学校卒業程度認定試験受験等に対する給付金の支給 などの資格取得に関する支援を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 高等職業訓練促進給付金受給者のうち就業者数 | 50 | 47 | 55 | 60 | ① | ・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施した。 (支給実績) 自立支援:43件7,554千円 高等職業:225件251,606千円 高卒認定:4件244千円 | ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施する。 ※令和7年6月10日付け要綱改正により、自立支援教育訓練給付金及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における所得制限撤廃及び高等職業訓練促進給付金等事業の所得制限緩和を行った。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度 | 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | 貸付件数 | 58 | 112 | 96 | 111 | ③ | 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行い、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行った。 (実績値) 入学準備金:15件7,500千円 就職準備金:10件2,000千円 住宅資金貸付:197件29,082千円 | 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行ふほか、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親にたいし、住宅資金貸付の実施を行う。 ※令和7年5月28日より住宅資金貸付上限額が4万円から7万円へ変更した。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | |
|----|------------------|---|---------|-------|-----|-----|-----|-------|----|------------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|--|--|---|---|---|---|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 代高校生年 | 若者 | 保護者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | | | | |
| 6 | 児童扶養手当 | 児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親または母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 設定困難 | — | — | — | — | — | — | — | — | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 災害遺児手当 | 交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、または母等を失った(重度障がいとなった場合を含む。)義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校等及び高等学校に入学する際または中学校等卒業後、就職する際に支度金を支給します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 設定困難 | — | — | — | — | — | — | — | — | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 | ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るために、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ③ | ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行った。 母子福祉資金貸付金 74件 35,386,768円 父子福祉資金貸付金：7件 3,295,800円 寡婦福祉資金貸付金：1件 260,000円 | ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行う。 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 養育費確保の推進 | 母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や親子交流(面会交流)に関する相談を実施します。 また、ホームページやSNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や親子交流(面会交流)に関する広報・啓発活動を推進します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ひとり親家庭支援センターにおける養育費の相談件数 | 396 | 509 | 633 | 437 | ③ | ひとり親家庭支援センターにおいて養育費の取り決め等に関する女性弁護士による法律相談(予約制)を第1～4水曜日に実施したほか、指定管理者の自主事業として養育費・面会交流セミナーを実施した。 | 母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や親子交流(面会交流)に関する相談を実施する。 また、ホームページやSNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や親子交流(面会交流)に関する広報・啓発活動を推進する。 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 母子・婦人相談員【再掲1-②】 | 各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 相談支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ③ | 各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談を実施した。 母子・婦人相談件数:3,019件 | 一般相談や法律相談、就業相談等の各種相談に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施する。 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 札幌市ひとり親家庭支援センター | ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 相談支援の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ③ | 一般相談や法律相談、就業相談等の各種相談に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施した。 | 一般相談や法律相談、就業相談等の各種相談に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施する。 | — | — | — | — |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | |
|----|--------------------------------|--|---------|----------|-------------|-------------|-------------|------------------|------------|---|--|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|-----|---|
| | | | | 妊娠 出産 | 乳 幼 児 | 小 学 生 | 中 学 生 | 高 校 生 年 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | 局/部 | 課 |
| | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | | | | | | |
| 12 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ③ | ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施した。 ※令和6年2月より、所得に応じて設けていた利用料を廃止し、所得にかかわらず利用料を無料としている。 ①派遣件数 派遣実件数:142件 派遣延べ件数:419件（母子家庭383件、寡婦0件、父子家庭36件） ②派遣家庭生活支援員研修 サービスの充実を目的とした、家庭生活支援員の知識や技術向上のための研修会(1回)を実施 | ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施する。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 年間利用者数 | 144人 | 155人 | 142人 | - | | | | |
| | | | | | | | | | | 年間参加児童数(延べ人数) | 2484 | 3322 | 3635 | 4000 | | | | |
| 13 | ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業【再掲2-①、2-③】 | ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ① | 市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び令和6年度からは兄姉に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身につけさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感の解消に努めた。原則週1回、2時間程度行つた。 | 市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年及び兄姉に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用していた高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身につけさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感の解消に努めた。原則週1回、2時間程度行つた。 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 登録児童数 | 191 | 210 | 228 | 260 | | | | |
| | | | | | | | | | | ひとり親家庭公式LINEの登録者数(累計) | 4,000 | 5,870 | 6,944 | 6,000 | | | | |
| 14 | ひとり親家庭への広報の充実【再掲1-③】 | ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに關することなど、必要な情報が確実に届くよう、SNSなども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。 | 継続 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ③ | ・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の情報を発信するLINE公式アカウントの案内チラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信 <実績> くらしのガイド配付部数約9,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約20,270部 | ・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の周知用のチラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信 | 子ども未来局 子育て支援部 | 子育て支援課 | | | | | |
| | | | | | | | | | | くらしのガイド配付部数約9,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約20,270部 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | くらしのガイド配付部数約9,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約20,270部 | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | |
|---------------------------|----------------------------|---|---------|-------------|-----|-----|-----|-----|----|------------|--|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------|---|--|------------------|-----------------|--|--|
| | | | | 妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 若者 | | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度実績 | R6 (2024) 年度実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | | | 局/部 | 課 | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | ③(AP以外)指標 | | | | | | | | |
| 施策4-③ 困難を抱える若者への支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | ヤングケアラー支援推進事業【再掲1-②】 | ヤングケアラーが安心して暮らし学ぶことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。 | 拡充 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | 「困りごとがある場合に相談できる相手がいる」と回答した子どもの割合 | 94.8% | 98.1% | 98.6% | 96.7% | ② | 札幌市では、令和5年1月にヤングケアラー支援ガイドラインを策定のうえ、関係機関・団体による連携したヤングケアラー支援に取り組んでおり、令和6年度は以下の事業を実施した。 ○ヤングケアラー相談サポート事業(専門相談窓口の設置・他法手続き同行支援、当事者の居場所機能・相談機能を併せもつ交流サロンの提供):1396件の相談、交流サロンを28回開催し、計353名が参加した。 ○ヤングケアラー支援研修:研修(基礎編・実践編)を開催し、述べ308名が参加した(基礎編はYoutubeで動画配信もあり)。 ○ヤングケアラー世帯訪問支援事業:4世帯に訪問支援員が訪問し、家事等の支援を行い、障がい福祉サービス等の支援につなげた。 | 令和7年度は以下の事業を実施する。 ○ヤングケアラー相談サポート事業(専門相談窓口の設置・他法手続き同行支援、当事者の居場所機能・相談機能を併せもつ交流サロンの提供) ○ヤングケアラー支援研修 ○ヤングケアラーセンター世帯訪問支援事業 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | 専門相談窓口の相談件数(累計) | — | 1,313件 | 2,709件 | 500件 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 困難を有する若者への相談支援【再掲1-②】 | 若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | | | | | | ③ | 若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立の促進に努めた。 | 引き続き若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、相談事業や自立支援プログラムを実施するほか、学校や地域へのアウトリーチ型居場所づくりを行い、支援を必要とする若者の発見機能の強化に取り組む。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | 自立支援事業の総合相談件数 | 937件 | 1,067件 | 1,063件 | 1,100件 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 中学校卒業者等への進路支援事業 | 札幌市若者支援総合センターにおいて、中学校及び高等学校の卒業時や高等学校の中退退学時等の進路未定者に対し、進学や就労に向けた支援を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | 進路未決定者等の学校からの情報提供数 | 39件 | 179件 | 201件 | 60件 | ③ | 進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、91名が就労・進学等の進路決定に至った。 | 札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | 学習支援利用者のうち高卒認定試験及び高等学校合格者数(累計) | 48人 | 60人 | 77人 | 128人 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 学習支援を受けた若者の人数(累計) | 209人 | 260人 | 308人 | 459人 | | | | | | | |
| 4 | 若者の社会的自立促進事業(学習支援) | 学歴格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を実施します。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | 就職希望者の就職率 | 70.3% | 80% | 89.4% | 90% | ① | 進路や進学の悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ207件の学習相談に応じるとともに、市内7会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。 学習支援には48名が参加し、うち14名が高卒認定資格を取得し、3名が高校入学試験に合格した。 | 札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において学習相談・学習支援を実施する。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | 設定困難 | | | | - | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 公立夜間中学運営事業 | 義務教育の年齢を超えている方で、中学校を卒業していない方、または、卒業していても不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた方が学び直す場として、公立夜間中学である札幌市立星友館中学校の運営を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | 就職希望者の就職率 | 70.3% | 80% | 89.4% | 90% | — | 令和4年4月に開校して以来、様々な事情で十分に義務教育を学べなかつた方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能しており、令和6年度末の在籍者は105名となった。 | 令和7年4月現在、94人の生徒が在学し、様々な事情で十分に義務教育を学べなかつた方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としている。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育推進課 | | |
| | | | | | | | | | | | 社会体験に参加した延べ人数 | 319人 | 184人 | 136人 | 400人 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実【再掲2-①】 | 多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | 就職希望者の就職率 | 70.3% | 80% | 89.4% | 90% | ③ | ・学校設定教科「キャリア・プランニング」等による実践的なキャリア教育を行うとともに、海外帰国生徒に対しては母語支援を実施し、生活・進路に関する相談体制を充実させた。 ・生徒が望ましい職業観を身に付け、働くことへの意欲・関心を高めることができるよう、外部講師による職業ガイダンスやインターンシップを実施した。 | ・生徒が、より主体的に自らの将来について考えができる力を養い、高校卒業後の自立につながるよう、系統的な進路探究学習とキャリア教育を実施する。 ・外部人材の活用や企業との連携を促進することにより、同校における多段包摂連携の実施や母語支援の多言語化への対応に努める。 | 教育委員会 学校教育部 | 教育課程担当課 | | |
| | | | | | | | | | | | 社会体験に参加した延べ人数 | 319人 | 184人 | 136人 | 400人 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 社会体験機会創出事業 | ひきこもりやニート等困難を有する若者の職場体験やボランティア体験等の受入先となる企業の開拓等を行います。 | 継続 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | 企業等開拓員を1名配置し、協力企業の開拓を行い、48社の新規協力企業を獲得した。また、延べ136人の社会体験(就労体験)を実施し、43名が就労等の進路決定に至った。 | | | | | | 札幌市若者支援総合センターに企業等開拓員を1名配置し、企業開拓や社会体験のサポートを行う。 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 事業・取組名 | 事業内容 | 計画策定期区分 | 主な対象 | | | | | AP 掲載有無 | 指標 | | | | | 令和6(2024)年度実施状況 | 令和7(2025)年度実施予定 | 所管 | | | | | | | | |
|----|---------------------------|--|---------|-------|-----|-----|-----|------|------------|----|---------|---------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|---------|--------|--|--|-----------------------|--|--|-------------------|------------|
| | | | | 期妊娠出産 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年 | | 若者 | 保護者 | ①AP事業目標 | 当初値 R4 (2022)年度 | R5 (2023) 年度 実績 | R6 (2024) 年度 実績 | 目標値 R9 (2027)年度 | 設定指標 | 局/部 | 課 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ②AP活動指標 | | | ③(AP以外)指標 | | | | | | | | | | | |
| 8 | ワークトライアル事業 【再掲3-②】 | 概ね50歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員就職を支援します。 | 継続 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 事業参加者の正社員就職率 | 70% | 62.9% | 59% | 70% | ① | 参加者数:135名 正社員就職率:58.5%(79名) 就職率(非正規等含む):70.4% (95名) | 参加予定者数:140名 正社員就職率(予定):70.0%(98名) | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 | 雇用労働課 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 参加者数 | 130人 | 143人 | 135人 | 140人 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 障がい者就労支援推進事業 | 障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携し、障がい者や企業等からの就労にかかる相談に応じるとともに、障がい者、福祉サービス事業所及び民間企業を対象としたセミナーや各種講座等を実施します。 | 継続 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | 本事業登録者の年間就職者数(年間) | 145 | 143 | 184 | 180 | ① | ○相談支援 ・就業・生活相談支援事業所(4か所) ・元気スキルアップ(1か所) ○各種セミナー・講座 ・障がい者対象セミナー:10回 ・福祉サービス事業所対象セミナー:2回 ・企業対象セミナー:2回 ・介護初任者養成講座:1クール ・雇用支援フォーラム:1回 ・知的障がい者等雇用促進セミナー(介護・医療編):1回 | ○相談支援 ・就業・生活相談支援事業所(4か所) ・元気スキルアップ(1か所) ○各種セミナー・講座 ・障がい者対象セミナー:10回 ・福祉サービス事業所対象セミナー:2回 ・企業対象セミナー:2回 ・介護初任者養成講座:1クール ・雇用支援フォーラム:1回 ・知的障がい者等雇用促進セミナー(介護・医療編):1回 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 | 障がい福祉課 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 本事業の年間相談件数(年間) | 24,606 | 24,500 | 23,402 | 30,000 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | ひきこもり対策推進事業 【再掲1-②】 | 「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。 | 継続 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数 | 3,026件 | 2,673件 | 2,538件 | 4,500件 | ① | 電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3~4回程度の出張相談を実施。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回程度開催した(一部オンライン(メタバースを含む)で開催)。当事者の会のメタバース上では就労支援も実施した。 | 電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3~4回程度の出張相談を実施する。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回程度開催する(一部オンライン(メタバースを含む)で開催)。当事者の会のメタバース上では就労支援も実施していく。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 | 精神保健福祉センター |
| | | | | | | | | | | | | | ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数 | 3,026件 | 2,673件 | 2,538件 | 4,500件 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 困難を抱える若年女性支援事業 【再掲1-②】 | 様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を行う相談事業を実施します。 | 継続 | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 相談など繋がりを持った若年女性の実人数(累計) | 225人 | 369人 | 553人 | 975人 | ① | アウトリーチ支援(夜間見回り:12回、SNS見回り:48回、相談及び面談の実施状況:184人) 居場所の提供(短期5回、長期2回) 自立支援(計画策定人数:2人) 関係機関との連携状況(6回) 令和6年度は、新たに市内地下鉄駅構内の女性用トイレ及びユニバーサルトイレの各個室に広報ステッカーを掲示。掲示以降の相談数の増加といった効果があった。 | 以下を実施することにより、困難を抱える若年女性を支援する。 ○アウトリーチ支援 ・夜間見回り ・市内繁華街等における臨時相談ブースの設置 ・SNS見回り ・相談及び面談の実施 ・出張相談会の実施 ・事業周知 ○居場所の提供 ○自立支援 ○関係機関との連携 | 子ども未来局 子ども育成部 | 子どものくらし・若者支援担当課 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 本事業に接点を持った若年女性の延べ人数(累計) | 1,890人 | 3,174人 | 4,627人 | 10,390人 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |